

# ドローン情報基盤システム 操作マニュアル

## 登録検査機関申請編

# マニュアル目次 (1/2)

## 01.新規登録申請方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 新規登録に進む
- Step3 : 新規申請用のファイルをダウンロードする
- Step4 : 本人確認を行う
- Step5 : 申請者情報を入力する
- Step6 : 事務所情報を入力する
- Step7 : 申請情報を確認する
- Step8 : 到達確認をする

## 02.変更届出方法

### I.登録検査機関登録証に記載のない情報を変更する場合

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 登録検査機関情報の変更画面に進む
- Step3 : 変更内容を選択する
- Step5 : 申請者情報を変更する
- Step7 : 申請情報を確認する

### II.管理企業・団体または事務所情報を変更する場合 (変更の場合)

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 登録講習機関変更画面に進む
- Step3 : 変更内容を選択する
- Step4 : 本人確認を行う
- Step5 : 申請者情報を変更する
- Step6 : 事務所情報を変更する (変更の場合)
- Step7 : 申請情報を確認する
- Step8 : 到達確認をする

### II.管理企業・団体または事務所情報を変更する場合 (事業所追加の場合)

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 登録講習機関変更画面に進む
- Step3 : 変更内容を選択する
- Step4 : 本人確認を行う
- Step5 : 申請者情報を変更する
- Step6 : 事務所情報を変更する (事業所追加の場合)
- Step7 : 申請情報を確認する
- Step8 : 到達確認をする

### II.管理企業・団体または事務所情報を変更する場合 (事業所廃止の場合)

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 登録講習機関変更画面に進む
- Step3 : 変更内容を選択する
- Step4 : 本人確認を行う
- Step5 : 申請者情報を変更する
- Step6 : 事務所情報を変更する (事業所廃止の場合)
- Step7 : 申請情報を確認する
- Step8 : 到達確認をする

# マニュアル目次 (2/2)

## 03. 休止申請方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 登録検査機関の休止画面に進む
- Step3 : 本人確認を行う
- Step4 : 申請者情報を入力する
- Step5 : 休止対象を選択する
- Step6 : 申請情報を確認する
- Step7 : 到達確認をする

## 04. 廃止申請方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 登録検査機関の廃止画面に進む
- Step3 : 本人確認を行う
- Step4 : 申請者情報を入力する
- Step5 : 廃止情報を入力する
- Step6 : 申請情報を確認する
- Step7 : 到達確認をする

## 05. 更新申請方法

- 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- 06.Step2 : 登録検査機関の有効期限の更新画面に進む
- 07.Step3 : 本人確認を行う
- 08.Step4 : 申請者情報を入力する
- 09.Step5 : 更新情報を確認する
- 10.Step6 : 申請情報を確認する
- 11.Step7 : 到達確認をする

## 06. 申請状況確認・登録免許税の支払い方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 申請状況確認画面に進む
- Step3 : 申請状況詳細を確認する
- Step4 : 登録免許税を支払う

## 07. 申請取下げ方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 申請状況確認画面に進む
- Step3 : 申請状況詳細を確認する
- Step4 : 申請を取り下げる

## 08. 再申請方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 申請状況確認画面に進む
- Step3 : 再申請する申請手続きを選ぶ
- Step4 : 申請内容を修正する
- Step5 : 申請情報を確認する
- Step6 : 到達確認する

## 09. 登録確認方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 登録検査機関の確認画面に進む
- Step3 : 登録情報を確認する
- Step4 : 登録情報詳細を確認する

# 登録検査機関向け操作マニュアル

---

<登録検査機関>

## 01.新規登録申請方法

---

# 目次

01.はじめに（登録検査機関への登録を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-3
03.登録検査機関申請手続きフロー	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-4
04.新規登録申請書作成～手続き完了までの流れ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-9
05.登録検査機関の新規登録に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-10
06.新規登録申請のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-11
07.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-12
08.Step2：新規登録に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-14
09.Step3：新規申請用のファイルをダウンロードする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-15
10.Step4：本人確認を行う	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-16
11.Step5：申請者情報を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-17
12.Step6：事業所情報を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-18
13.Step7：申請情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-19
14.Step8：到達確認をする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-21

## 01.はじめに（登録検査機関への登録を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、登録検査機関の新規登録申請、変更届出、休止申請、廃止申請、更新申請、申請状況確認、申請の取下げ、登録免許税の支払い、登録検査機関の登録確認を行うことができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

## 02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システムを使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。  
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

## 03.登録検査機関申請手続きフロー（1/5）

### アカウントの開設の開始

#### 利用規約に同意する

アカウントを開設するページに進み、利用規約に同意します。

#### アカウントの開設に必要な情報を入力する

お名前や住所、連絡先等の必要な情報を入力します。

#### 入力した情報を確認してアカウントを開設する

入力した情報に誤りが無い事を確認してアカウントを開設します。

### アカウントの開設の完了

入力したメールアドレスにログインIDが通知されます。引き続き登録手続き等を行う場合はドローン情報基盤システムにログインします。

個人アカウント／法人アカウントはどちらでもご利用いただけます。

## 03.登録検査機関申請手続きフロー (2/5)

### 新規登録の申請を開始

#### ①ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

#### ②新規登録に進む

メインメニューで「登録検査機関の登録」のボタンを選択します。

#### ③新規申請用のファイルをダウンロードする

申請に必要なとなるCSV形式のファイルのテンプレートのダウンロードを行います。

#### ④本人確認を行う

gBizIDプライムによる本人確認を行います。



ログイン

アカウントを開設済の方

まだアカウント作成がお済みでない方

ログインID  
パスワード

ログインIDを忘れた方は [こちら](#)  
パスワードを忘れた方は [こちら](#)

ログイン

個人の方のアカウント開設

企業・団体の方のアカウント開設

戻る

### ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0 (事業者用画面 / Pages for business operators)



登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) +

登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) +

登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) -

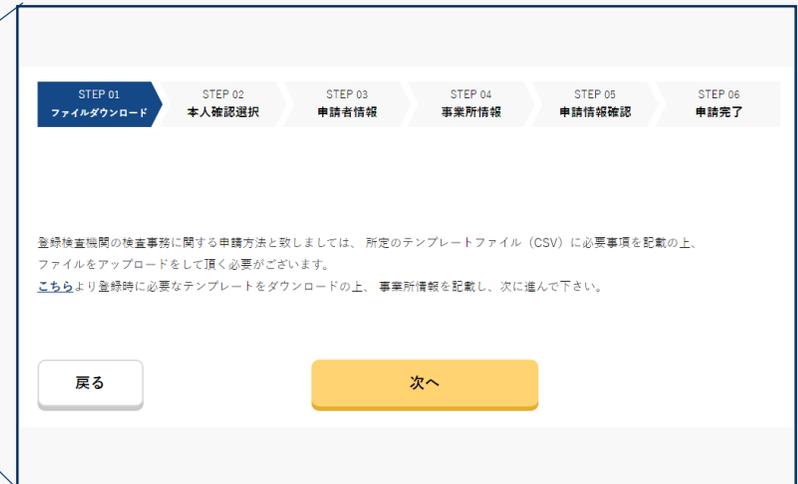
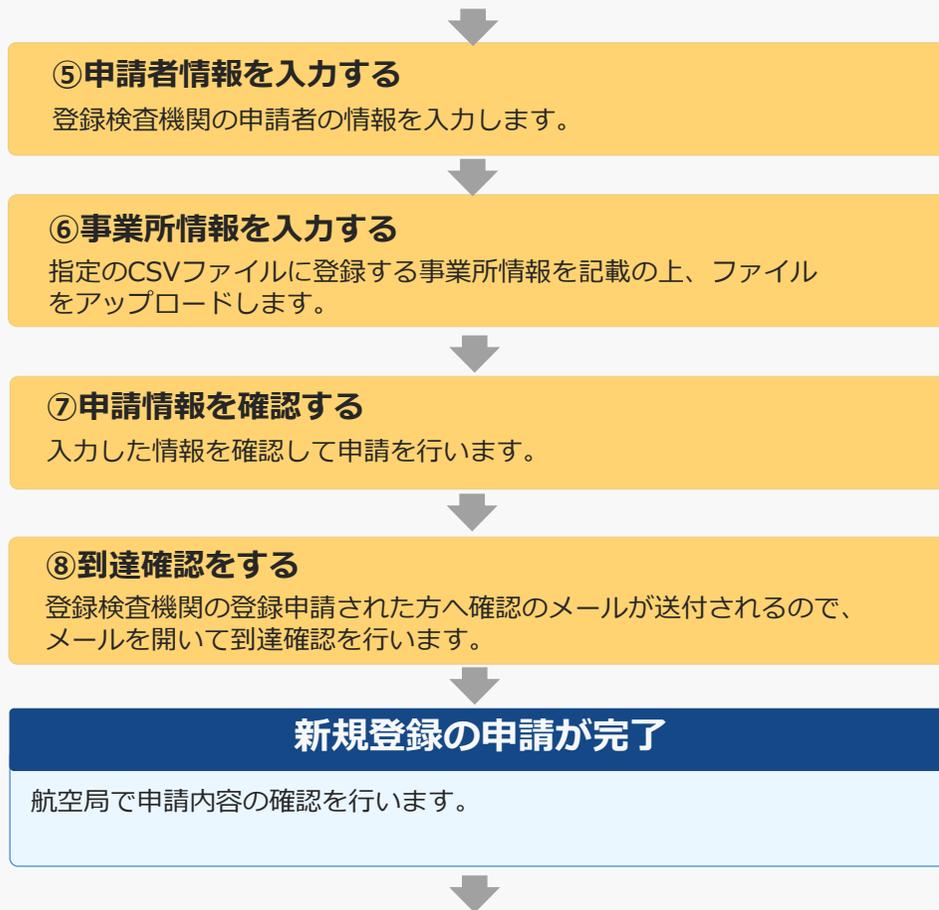
**登録検査機関の登録**

申請状況確認/取下げ/支払い

新たに登録検査機関を登録することができます。  
新規登録には、本人確認書類、登録検査機関の権限が必要です。

新規登録や変更欄に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。  
また、新規登録の登録免許料の支払い手続きをすることができます。

## 03.登録検査機関申請手続きフロー (3/5)



## 03.登録検査機関申請手続きフロー (4/5)

### 登録免許税の納付用情報の通知

申請内容の確認が完了すると、登録免許税の納付用情報が申請者にメール通知されます。  
Pay-easy(銀行ATM又はインターネットバンキング)又は東京国税局麹町税務署に直接納付となります。

### 登録免許税の納付を開始

#### ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

#### 申請状況確認画面に進む

メインメニューで「申請状況確認／取下げ／支払い」のボタンを選択します。

#### 申請状況を確認する

申請状況一覧より、対象の申請について「支払選択」ボタンを選択します。

#### 支払方法を確認する

支払い方法を選択します。

### 注意事項！

地方公共団体様など、一部の団体様については登録免許税納付対象外となる場合がございます。

対象となる方については、納付通知のメールを受領しても支払いを行わないようご注意ください。

詳しくはよくある質問の「[登録免許税納付対象外団体について](#)」をご確認ください。

## 03.登録検査機関申請手続きフロー (5/5)

### 納付情報を確認する

収納機関情報等、納付に関する情報を確認します。

### 登録免許税を支払う

Pay-easy(銀行ATM又はインターネットバンキング)又は東京国税局  
麹町税務署にて、登録免許税を支払います。

### 登録検査機関登録証発行の通知

登録免許税の納付確認が行われ、登録検査機関登録証が発行されると申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

### 登録検査機関登録証の受領

申請時に入力いただいた登録検査機関登録証が郵送されます。

### 無人航空機検査事務規定の送付

検査事務を開始する少なくとも1ヶ月前までに、航空局へ送付する必要があります。航空局が指定する方法で送付をお願い致します。

## 04.新規登録申請書作成～手続き完了までの流れ



本操作マニュアルでは、**手順①の新規登録の申請実施方法を示します**。手順②以降は、申請時に登録したメールアドレス宛に「登録免許税納付依頼」が届きますのでメール通知内容にしたがって順次、手続きを進めてください。

### 注意事項！

登録免許税の納付対象外団体に該当する場合は、登録免許税の納付が不要となります。

登録免許税納付対象外の申請者へも、納付依頼通知が届きますが、納付されないようご注意ください。納付対象外団体の申請者の方につきましては、国土交通省にて納付対象外の手続きをさせていただきますので、ヘルプデスクまでご連絡ください。

なお、納付対象外団体については、「[よくある質問・お問い合わせ](#)」の「登録免許税納付対象外団体について」をご参照ください。

## 05.登録検査機関の新規登録に必要なもの

登録検査機関への新規登録には以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
申請者の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>法人名/屋号</li><li>代表者の氏名</li><li>所在地</li><li>氏名</li><li>フリガナ</li><li>担当者部署名</li><li>電話番号</li><li>メールアドレス</li></ul>
事業所の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>事業所名</li><li>所在地</li><li>業務の能力/種類/範囲</li><li>検査事務を開始しようとする年月日</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li><li>gBizIDプライム（またはgBizIDメンバー）アカウント</li></ul>

※申請者情報のうち、法人名/屋号、代表者の氏名、所在地については、gBizIDから取得した情報を自動反映するため、申請入力画面からの変更は不可となります。  
変更されたい方は、事前にgBizIDの情報を変更ください。

## 06.新規登録申請のステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで申請を実施しましょう。

### 手順①：新規登録の申請を開始

#### Step1：ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

#### Step2：新規登録に進む

メインメニューで「登録検査機関の登録」のボタンを選択します。

#### Step3：新規申請用のファイルをダウンロードする

申請に必要なとなるCSV形式のファイルのテンプレートのダウンロードを行います。

#### Step4：本人確認を行う

gBizIDプライムによる本人確認を行います。

#### Step5：申請者情報を入力する

登録検査機関の申請者の情報を入力します。

#### Step6：事業所情報を入力する

指定のCSVファイルに登録する事業所情報を記載の上、ファイルをアップロードします。

#### Step7：申請情報を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。

#### Step8：到達確認をする

登録検査機関の登録申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

### 新規登録の申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、納付番号と納付用URLがアカウントに登録されたメールアドレスに通知されます。

新規登録では登録検査機関の申請者情報、登録検査機関の情報が必要です。登録が必要な項目をマニュアルでご確認のうえ情報を手元にご準備ください。

こちらの手続きでは手続きの途中でgBizIDプライムによる本人確認が必要となります。gBizIDを取得されていない方は、事前に取得いただきますようお願い致します。本人確認の方法については、本人確認の方法のマニュアル「[gBizIDによる本人確認の流れ](#)」をご確認ください。

登録免許税の納付についてはマニュアル「[登録検査機関の申請状況確認方法](#)」をご覧ください。なお、クレジットカードによる支払いはできませんのでご注意ください。

# 07.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/2)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



The screenshot shows the login page with the title 'ログイン'. There are two main sections: 'アカウントを開設済の方' (For those who have already created an account) and 'まだアカウント作成がお済みでない方' (For those who have not yet created an account). The 'アカウントを開設済の方' section has input fields for 'ログインID' and 'パスワード', and a 'ログイン' button. The 'まだアカウント作成がお済みでない方' section has buttons for '個人の方のアカウント開設' (Create personal account) and '企業・団体の方のアカウント開設' (Create corporate account). A red box highlights the login ID and password fields.

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

## 注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。  
(例) ABC123456

# 07.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/2)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。

画面上部の「事業者用ページ」のボタンより手続へ進んでください。

## 08.Step2 : 新規登録に進む

ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)

登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)

登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)

ログインが成功すると、  
登録する機関の選択画面が表示されます。  
「登録検査機関を希望する団体の手続き」を  
選択します。

ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)

登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)

登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (-)

登録検査機関の登録

申請状況確認/取下げ/支払い

新たに登録検査機関を登録することができます。  
新規登録には、本人確認書類、登録検査機関の権限が必要です。

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。  
また、新規登録の登録免許料の支払い手続きをすることができます。

登録検査機関メニューのページで、  
「登録検査機関の登録」ボタンを押します。

## 09.Step3 : 新規申請用のファイルをダウンロードする

申請に必要なとなるCSV形式のファイルのテンプレートのダウンロードを行います。

### 新規申請用ファイルのダウンロード

STEP 01 **ファイルダウンロード**    STEP 02 本人確認選択    STEP 03 申請者情報    STEP 04 事業所情報    STEP 05 申請情報確認    STEP 06 申請完了

登録検査機関の検査事務に関する申請方法と致しましては、所定のテンプレートファイル（CSV）に必要事項を記載の上、ファイルをアップロードして頂く必要があります。  
[こちら](#)より登録時に必要なテンプレートをダウンロードの上、事業所情報を記載し、次に進んで下さい。

戻る    **次へ**

登録検査機関の申請には、所定のテンプレートファイル（CSV）のアップロードが必要です。

画面内の「こちら」ボタンを押して、テンプレートをダウンロードのうえ、事業所情報を記載し、「次へ」ボタンを押してください。

# 10.Step4 : 本人確認を行う

gBizIDプライムによる本人確認を行います。



本人確認方法の選択

STEP 01 ファイルダウンロード   **STEP 02 本人確認選択**   STEP 03 申請者情報   STEP 04 事業所情報   STEP 05 申請情報確認   STEP 06 申請完了

申請を行うに当たって、申請者となる管理団体・企業等の方の本人確認を行います。  
gBizIDプライムを取得済みの方は、「次へ」ボタンを押してください。

**本人確認方法選択**

gBizIDプライム (gBizIDメンバー) 4/15

管理団体・企業等の方は、あらかじめgBizIDプライム、またはgBizIDプライム作成後にgBizIDメンバーを取得していただく必要があります。  
こちらを選択し、「次へ」ボタンを押すと、gBizIDのログイン画面が表示されますので、ログイン認証を行ってください。

\*gBizIDエントリーによるログイン認証は不可となります。  
gBizIDメンバーで本人確認を実施される方は、gBizIDメンバーで利用できるサービスに「ドローン情報基盤システム (登録検査機関申請機能)」を追加いただく必要があります。  
設定方法の詳細については、gBizIDのWebサイトにてマニュアルをご確認ください。  
gBizIDプライムをまだ取得していない方は、[こちら](#)を確認ください。(外部サイトが開きます)

戻る   **次へ**

本人確認方法を選択するページが開きます。

「次へ」ボタンを押して、gBizIDプライムによる本人確認を行ってください。

外部サイト又はアプリの説明に従って本人確認をしてください。手順について[本人確認の方法](#)のマニュアルにも記載しています。

## 注意事項！

- ・gBizIDエントリーによるログイン認証は不可となります。
- ・gBizIDメンバーで本人確認を実施される方は、gBizIDのWebサイトにて、利用できるサービスに「ドローン情報基盤システム (登録講習機関申請機能・登録検査機関機能)」を追加いただく必要があります。

# 11.Step5 : 申請者情報を入力する

登録検査機関の申請者情報を入力します。

### 申請者情報入力

STEP 01 ファイルダウンロード   STEP 02 本人確認選択   **STEP 03 申請者情報**   STEP 04 事業所情報   STEP 05 申請情報確認   STEP 06 申請完了

登録検査機関の申請者情報を入力してください。  
なお、各項目には、gBizIDに登録されている情報を初期値として入力しています。  
法人名/屋号、代表者の氏名および所在地は、gBizIDに登録されている情報から変更できません。

#### 申請者情報

法人名/屋号

代表者の氏名

所在地

氏名

フリガナ

担当者部署名

電話番号

メールアドレス

本人確認が完了すると、申請者情報を入力するページが開きます。

入力に際し、gBizIDに登録いただいている情報が反映されます。申請担当者情報は直接入力をお願いします。

入力が完了したら「次へ」ボタンを押してください。

## 注意事項！

gBizIDにて自動反映された情報は、入力画面から変更することはできません。

変更されたい場合は、gBizIDに登録されている情報を変更の上で手続きを行ってください。

## 12.Step6 : 事業所情報を入力する

登録検査機関の事業所情報を登録します。

### 事業所情報入力

STEP 01 ファイルダウンロード    STEP 02 本人確認選択    STEP 03 申請者情報    **STEP 04 事業所情報**    STEP 05 申請情報確認    STEP 06 申請完了

指定のCSVファイルに登録する事業所の情報を記載の上、CSVファイルをアップロードして下さい。  
アップロード完了後、「次へ」ボタンを押してください。

CSVファイルの添付 ⓘ **選択** ※選択されていません

申請者備考 ⓘ

登録検査機関の事業所情報を記載したCSVファイルをアップロードします。

「選択」ボタンを押して、指定のCSVファイルに登録する事業所の情報を記載の上、CSVファイルをアップロードしてください。

アップロードが完了するとアップロードしたCSVファイル名が表示されます。

アップロード完了後、「次へ」ボタンを押してください。

※CSVファイルの入力内容に不整合がある場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージ内容に従ってCSVファイルを修正し再度ファイル選択して「次へ」ボタンを押してください。



## 13.Step7 : 申請情報を確認する (2/2)



申請者として登録した方のメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。



申請者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、すぐにメールを確認して到達確認の手順へ進みます。

### 注意事項！

到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

## 14.Step8 : 到達確認をする (1/2)

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。  
※このメールアドレスへの返信はできません。

■■■■様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは申請者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。  
このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。

<https://~>

到達確認のメールを開き、メールの宛先を確認します。宛先が申請者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押します。

メールのURLを押すとメールアドレスの認証が完了しますので、認証完了と出ているブラウザを閉じてください。

認証完了

Authentication completed

メールアドレスの認証を確認しました。

端末・画面で申請操作を行っていた場合、操作を続けてください。

## 14.Step8 : 到達確認をする (2/2)



メールアドレス認証が完了すると申請操作完了となります。

申請状況は申請状況一覧ページで確認できます。

### 注意事項！

引き続き添付書類の審査を行うため、「登録検査機関の事務手続きに関するガイドライン」をご確認のうえ、指定されている方法にて添付書類の提出をお願いします。

申請内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

# 登録検査機関向け操作マニュアル

---

<登録検査機関>

## 02.変更届出方法

---

## 目次 (1/2)

01.はじめに（登録検査機関への登録を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-3
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-4
03.登録検査機関の変更届出に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-5
04.登録検査機関情報の変更届出のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-6
05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-7
06.Step2：登録検査機関情報の変更画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-9
07.登録検査機関変更内容を選択する前にご確認ください	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-11
＜ I .登録検査機関登録証に記載のない情報を変更する場合＞		
08.Step3：変更内容を選択する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-13
09.Step5：申請者情報を変更する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-14
10.Step7：申請情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-15
11.手続き完了メールを受領する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-16

## 目次 (2/2)

### <Ⅱ.管理企業・団体または事業所情報を変更する場合>

12.Step3：変更内容を選択する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-18
13.Step4：本人確認を行う	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-19
14.Step5：申請者情報を変更する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-20
15.Step6：事業所情報を変更する（変更の場合）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-21
16.Step7：申請情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-24
17.Step8：到達確認をする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-26
15.Step6：事業所情報を変更する（事業所追加の場合）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-27
16.Step7：申請情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-29
17.Step8：到達確認をする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-31
15.Step6：事業所情報を変更する（事業所廃止の場合）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-32
16.Step7：申請情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-34
17.Step8：到達確認をする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.02-36

## 01.はじめに（登録検査機関への登録を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、登録検査機関の新規登録申請、変更届出、休止申請、廃止申請、更新申請、申請状況確認、申請の取下げ、登録免許税の支払い、登録検査機関の登録確認を行うことができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

## 02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある ⓘ マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システムを使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。  
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

## 03.登録検査機関の変更届出に必要なもの

登録検査機関への変更届出には以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
申請者の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>法人名/屋号</li><li>代表者の氏名</li><li>所在地</li><li>氏名</li><li>フリガナ</li><li>担当者部署名</li><li>電話番号</li><li>メールアドレス</li></ul>
事業所の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>事業所名</li><li>所在地</li><li>業務の能力/種類/範囲</li><li>無人航空機検査事務を開始しようとする年月日</li><li>変更しようとする年月日</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li><li>gBizIDプライム（またはgBizIDメンバー）アカウント</li></ul>

※申請者情報のうち、法人名/屋号、代表者の氏名、所在地については、gBizIDから取得した情報を自動反映するため、申請入力画面からの変更は不可となります。  
変更されたい方は、事前にgBizIDの情報を更新ください。

## 04.登録検査機関情報の変更届出のステップ

登録検査機関情報をドローン情報基盤システムで変更届出します。

### 登録検査機関情報の変更届出を開始

#### Step1:ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

#### Step2:登録検査機関情報の変更画面に進む

メインメニューで「登録検査機関情報の変更」のボタンを選択します。

#### Step3:変更内容を選択する

今回の変更届出における変更内容を選択します。

#### Step4:本人確認を行う※管理企業・団体または事業所情報を変更する場合

gBizIDプライムによる本人確認を行います。

#### Step5:申請者情報を変更する

登録検査機関の申請者の情報を変更します。

#### Step6:事業所情報を入力する

登録、または変更する登録検査機関の事業所情報を入力します。

#### Step7:申請情報を確認する

入力した情報を確認して変更申請を行います。

#### Step8:到達確認をする

登録検査機関情報の変更届出された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

### 変更届出が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

<申請者情報のみを変更する変更届出の場合>

「変更手続き完了メール」が登録メールアドレス宛に通知されます

※過去に行った変更届出の「変更しようとする年月日」を迎えておらず、変更届出の内容が反映されていない場合は、変更届出を実施できません。

# 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/2)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



The screenshot shows the login page with the title 'ログイン'. There are two main sections: 'アカウントを開設済の方' (For those who have already created an account) and 'まだアカウント作成がお済みでない方' (For those who have not yet created an account). The 'アカウントを開設済の方' section has input fields for 'ログインID' and 'パスワード', and a 'ログイン' button. The 'まだアカウント作成がお済みでない方' section has two buttons: '個人の方のアカウント開設' (Create personal account) and '企業・団体の方のアカウント開設' (Create corporate account).

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

## 注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。  
(例) ABC123456

# 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/2)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。

画面上部の「事業者用ページ」のボタンより手続へ進んでください。

## 06.Step2 : 登録検査機関情報の変更画面に進む(1/2)

ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

- 登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)**

ログインが成功すると、  
登録する機関の選択画面が表示されます。  
「登録検査機関を希望する団体の手続き」を  
選択します。

ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

- 登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (-)

登録検査機関の登録

申請状況確認/取下げ/支払い

新たに登録検査機関を登録することができます。  
新規登録には、本人確認書や、登録検査機関の権限が必要です。

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。  
また、新規登録の登録後許可の支払い手続きをすることができます。

登録検査機関情報の確認

**登録検査機関情報の変更**

登録されている登録検査機関権限を確認することができます。

登録されている登録検査機関情報および検査事務の内容を変更することができます。  
変更内容に応じて、登録証の再交付が必要となります。

## 06.Step2 : 登録検査機関情報の変更画面に進む(2/2)

### 登録検査機関を2機関以上登録済みの方

登録検査機関を2機関以上登録済の場合、下記の「登録情報一覧画面」が表示されます。変更対象の登録検査機関を選択し、先に進んでください。

#### 登録情報一覧

登録した登録検査機関の一覧が表示されています。  
「選択」ボタンを押すと、選択した登録検査機関の手続きを行うことができます。

登録検査機関 コード	法人名/屋号	ステータス	有効期間満了日	選択
■	■	■	■	選択
■	■	■	■	選択

変更対象の登録機関を確認し、「選択」ボタンを押してください。

## 07.登録検査機関変更内容を選択する前にご確認ください

**登録検査変更届出内容をご確認ください！**

登録検査機関の変更届出には2つのパターンがございます。以下の該当するパターンを確認し、該当マニュアルのページをご確認ください。

**I. 「登録検査機関登録証に記載のない情報」を変更する場合 (p.02-12)**

**II. 「管理企業・団体または事業所情報」を変更する場合 (p.02-17)**

**I. 「登録検査機関登録証に記載のない情報」を変更する場合**

**Step3 : 変更内容を選択する**

**Step5 : 申請者情報を変更する**

**Step7 : 申請情報を確認する**

**II. 「管理企業・団体または事業所情報」を変更する場合**

**Step3 : 変更内容を選択する**

**Step4 : 本人確認を行う**

**Step5 : 申請者情報を変更する**

**Step6 : 事業所情報を変更する**

①登録済み事業所情報の変更

②事業所の新規追加

③事業所の廃止

**Step7 : 申請情報を確認する**

**Step8 : 到達確認をする**

# I. 「登録検査機関登録証に記載のない 情報」を変更する場合

---

## 08.Step3 : 変更内容を選択する

登録検査機関登録証に記載のない情報を変更する場合、変更内容を選択します

STEP 01 変更内容選択    STEP 02 本人確認選択    STEP 03 申請者情報    STEP 04 事業所情報    STEP 05 申請情報確認    STEP 06 申請完了

管理企業・団体または事業所情報を変更したい場合には、審査が必要となります。  
申請者情報を変更したい場合、審査は必要ありません。  
何れかの条件に従って選択して下さい。

**登録検査機関の変更届出**

- 管理企業・団体または事業所情報の変更  
管理企業・団体および事業所の法人名、事業所名、所在地、登録検査機関の検査事務内容を変更したい場合はこちらを選択
- 登録検査機関登録証に記載のない情報のみを変更  
申請者の氏名や担当者部署名、電話番号、メールアドレスを変更したい場合はこちらを選択

戻る    次へ

「登録検査機関登録証に記載のない情報のみを変更」を選択して「次へ」ボタンを押してください。

## 09.Step5 : 申請者情報を変更する

登録検査機関の申請者情報を変更します。

### 申請者情報入力

STEP 01 変更内容選択   **STEP 02 申請者情報**   STEP 03 申請情報確認   STEP 04 申請完了

登録検査機関の申請者情報を入力してください。  
なお、各項目には、gBizIDに登録されている情報を初期値として入力しています。  
法人名/屋号、代表者の氏名および所在地は、gBizIDに登録されている情報から変更できません。

#### 申請者情報

法人名/屋号	<input type="text"/>
代表者の氏名	<input type="text"/>
所在地	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>
フリガナ	<input type="text"/>
担当者部署名	<input type="text"/>
	<input type="text"/>
	<input type="text"/>

変更内容の選択が完了すると、申請者情報を入力するページが開きます。

入力に際し、gBizIDに登録いただいている情報が反映されます。

申請者情報を修正し、「次へ」ボタンを押してください。

### 注意事項！

gBizIDにて自動反映された情報は、入力画面から変更することはできません。

変更されたい場合は、gBizIDに登録されている情報を変更の上で手続きを行ってください。

# 10.Step7 : 申請情報を確認する

変更した申請者情報を確認します。



STEP 01 変更内容選択

STEP 02 申請者情報

STEP 03 申請情報確認

STEP 04 申請完了

変更する申請者情報を確認の上、「変更届出」ボタンを押してください。  
入力内容に誤りがある場合は、各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

申請者情報

法人名/屋号

代表者の氏名

所在地

氏名 申請 一部

フリガナ

担当者部署名

電話番号

メールアドレス

申請者情報の修正

戻る

変更届出

申請者情報が表示されます。

内容を確認後、「変更届出」ボタンを押してください。

申請者情報を修正する場合は、「申請者情報の修正」ボタンを押して、修正を行ってください。

※修正内容は、赤字で表示されます。

「変更届出」ボタン押下後、処理が完了するまで以下のメッセージが表示されます。画面遷移するまで、ブラウザを閉じずにお待ちください。



# 11.手続き完了メールを受領する

申請完了

STEP 01 変更内容選択    STEP 02 申請者情報    STEP 03 申請情報確認    **STEP 04 申請完了**

オンラインによる変更届出の手続きが完了しました。

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。  
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

申請者情報の変更が完了しました。

お心当たりが無い場合は以下のヘルプデスク宛てにお問い合わせください。

■申請受付番号

登録検査機関登録証に記載のない情報のみを変更する場合は、「変更届出」ボタン押下で手続き完了となります。

※到達確認の操作はありません。

手続き完了後は、登録情報変更手続き完了メールが送信されます。

## Ⅱ. 「管理企業・団体または事業所情報」 を変更する場合

---

## 12.Step3 : 変更内容を選択する

変更内容を選択します。

STEP 01 変更内容選択

STEP 02 本人確認選択

STEP 03 申請者情報

STEP 04 事業所情報

STEP 05 申請情報確認

STEP 06 申請完了

管理企業・団体または事業所情報を変更したい場合には、審査が必要となります。  
申請者情報を変更したい場合、審査は必要ありません。  
何れかの条件に従って選択して下さい。

**登録検査機関の変更届出**

管理企業・団体または事業所情報の変更  
管理企業・団体および事業所の法人名、事業所名、所在地、登録検査機関の検査事務内容を変更したい場合はこちらを選択

登録検査機関登録証に記載のない情報のみを変更  
申請者の氏名や担当者部署名、電話番号、メールアドレスを変更したい場合はこちらを選択

戻る

次へ

「管理企業・団体または事業所情報の変更」を選択して「次へ」ボタンを押してください。

# 13.Step4 : 本人確認を行う

gBizIDプライムによる本人確認を行います。



STEP 01 変更内容選択    **STEP 02 本人確認選択**    STEP 03 申請者情報    STEP 04 事業所情報    STEP 05 申請情報確認    STEP 06 申請完了

申請を行うに当たって、申請者となる管理団体・企業等の方の本人確認を行います。  
gBizIDプライムを取得済みの方は、「次へ」ボタンを押してください。

**本人確認方法選択**

gBizIDプライム (gBizIDメンバー) 

管理団体・企業等の方は、あらかじめgBizIDプライム、またはgBizIDプライム作成後にgBizIDメンバーを取得していただく必要があります。  
こちらを選択し、「次へ」ボタンを押すと、gBizIDのログイン画面が表示されますので、ログイン認証を行ってください。

※gBizIDエントリーによるログイン認証は不可となります。  
gBizIDメンバーで本人確認を実施される方は、gBizIDメンバーで利用できるサービスに「ドローン情報基盤システム（登録検査機関申請機能）」を追加いただく必要があります。  
設定方法の詳細については、gBizIDのWebサイトにてマニュアルをご確認ください。  
gBizIDプライムをまだ取得していない方は、[こちら](#)を確認ください。（外部サイトが開きます）

戻る    **次へ**

「次へ」ボタンを押して、gBizIDプライムによる本人確認を行ってください。

外部サイト又はアプリの説明に従って本人確認をしてください。手順について[本人確認の方法](#)のマニュアルにも記載しています。

## 注意事項！

- ・ gBizIDエントリーによるログイン認証は不可となります。
- ・ gBizIDメンバーで本人確認を実施される方は、gBizIDのWebサイトにて、利用できるサービスに「ドローン情報基盤システム（登録検査機関申請機能）」を追加いただく必要があります。

# 14.Step5 : 申請者情報を変更する

登録検査機関の申請者情報を変更します。



STEP 01 変更内容選択    STEP 02 本人確認選択    **STEP 03 申請者情報**    STEP 04 事業所情報    STEP 05 申請情報確認    STEP 06 申請完了

登録検査機関の申請者情報を入力してください。  
なお、各項目には、gBizIDに登録されている情報を初期値として入力しています。  
法人名/屋号、代表者の氏名および所在地は、gBizIDに登録されている情報から変更できません。

### 申請者情報

法人名/屋号	<input type="text"/>
代表者の氏名	<input type="text"/>
所在地	<input type="text"/>
氏名 <sup>①</sup>	<input type="text"/>
フリガナ <sup>①</sup>	<input type="text"/>
担当者部署名 <sup>①</sup>	<input type="text"/>
電話番号 <sup>①</sup>	<input type="text"/>
メールアドレス <sup>①</sup>	<input type="text"/>

変更内容の選択が完了すると、申請者情報を入力するページが開きます。

入力に際し、gBizIDに登録いただいている情報が反映されます。入力に際し、gBizIDに登録いただいている情報が反映されます。申請担当者情報は直接入力をお願いします。

申請者情報を修正し、「次へ」ボタンを押してください。

## 注意事項！

gBizIDにて自動反映された情報は、入力画面から変更することはできません。

変更されたい場合は、gBizIDに登録されている情報を変更の上で手続きを行ってください。

# 15.Step6 : 事業所情報を変更する (1/3)

登録検査機関の事業所情報を変更します。(申請者情報以外を変更する場合)



The screenshot shows a multi-step process flow with six steps: STEP 01 (変更内容選択), STEP 02 (本人確認選択), STEP 03 (申請者情報), STEP 04 (事業所情報), STEP 05 (申請情報確認), and STEP 06 (申請完了). Step 04 is currently active. Below the flow, there is a text block explaining that business information can be changed and providing instructions on how to use the 'Change', 'Add', and 'Cancel' buttons. A red box highlights the '変更' (Change) button. Below the text, there are three buttons: '変更', '事業所追加', and '事業所廃止'. At the bottom, there is a search form with two input fields: '登録検査機関事業所コード' and '事業所名', and a '検索' (Search) button.

STEP 01 変更内容選択    STEP 02 本人確認選択    STEP 03 申請者情報    **STEP 04 事業所情報**    STEP 05 申請情報確認    STEP 06 申請完了

事業所情報の変更が可能です。  
登録済みの事業所に対して変更を実施したい場合には「変更」を、事業所を新規追加したい場合には「事業所追加」を、登録済みの事業所を廃止したい場合には、「事業所廃止」を選択し、必要事項を入力の上、「変更確定」または「追加確定」または「事業所廃止」を押して下さい。  
なお、「変更」および「事業所廃止」では、検索領域より対象の事業所を検索することが可能です。

**変更**    登録済みの事業所に対して変更を実施したい場合には、こちらのボタンを押して下さい。

事業所追加    事業所を新規追加したい場合には、こちらのボタンを押して下さい。

事業所廃止    登録済みの事業所を廃止したい場合には、こちらのボタンを押して下さい。

登録検査機関事業所コード    事業所名

[登録検査機関事業所コード一覧](#)

検索

事業所情報を入力するページが開きます。

「変更」の場合

登録済みの事業所に対して変更を実施したい場合、「変更」ボタンを押して下さい。

(操作手順は、[こちら](#)をご確認ください。)

「事業所追加」の場合

事業所を新規追加したい場合、「事業所追加」ボタンを押して下さい。

(操作手順は、[こちら](#)をご確認ください。)

「事業所廃止」の場合

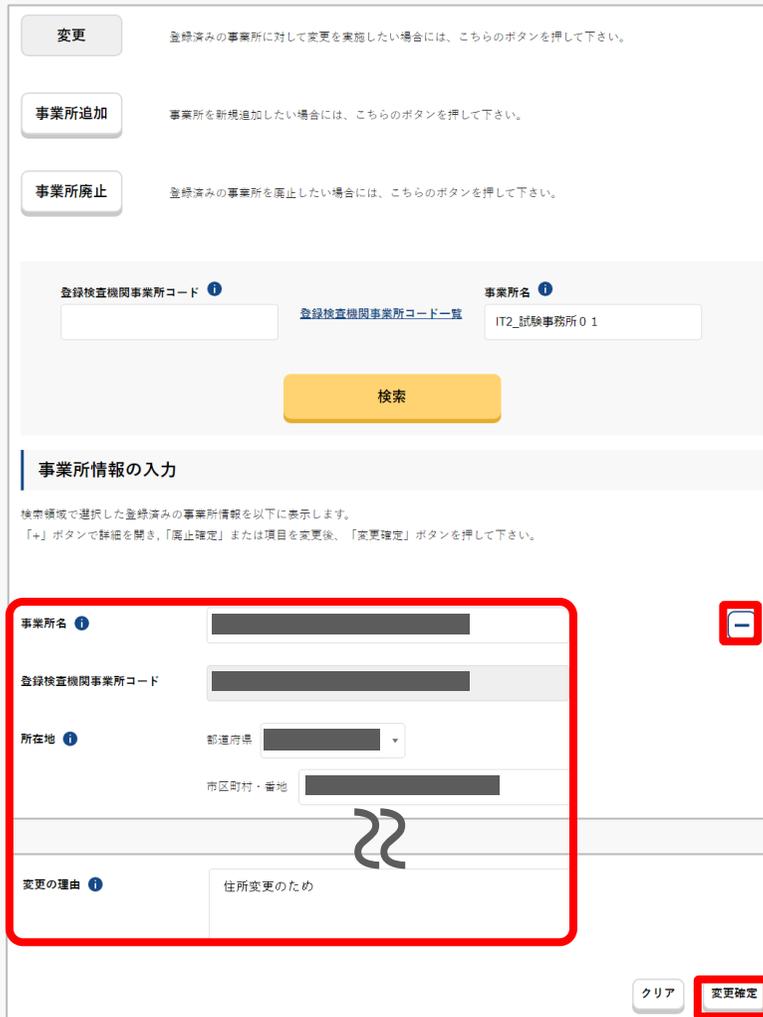
登録済みの事業所を廃止したい場合、「事業所廃止」ボタンを押して下さい。

(操作手順は、[こちら](#)をご確認ください。)

# 15.Step6：事業所情報を変更する（2/3）

## ①登録済み事業所情報の変更

登録検査機関の事業所情報を変更します。



The screenshot shows a web interface for managing registered business information. At the top, there are three buttons: '変更' (Change), '事業所追加' (Add Business), and '事業所廃止' (Delete Business). Below these is a search section with two input fields: '登録検査機関事業所コード' (Registration Inspection Agency Business Code) and '事業所名' (Business Name), with a '検索' (Search) button. The main section is titled '事業所情報の入力' (Input of Business Information) and contains a list of business information. The first entry is highlighted with a red box and contains the following fields: '事業所名' (Business Name), '登録検査機関事業所コード' (Registration Inspection Agency Business Code), '所在地' (Location) with sub-fields for '都道府県' (Prefecture) and '市区町村・番地' (City/Town/Village/Postcode), and '変更の理由' (Reason for Change) with the text '住所変更のため' (Due to address change). A red box highlights the '変更理由' field. At the bottom right, there are 'クリア' (Clear) and '変更確定' (Confirm Change) buttons.

「変更」ボタンを押すと事業所情報の入力エリアに登録済みの事業所情報が表示されます。

変更する事業所名の「+」ボタンを押すと事業所情報が表示され、ボタンが「-」ボタンに変わります。

必要な項目を変更後、「変更確定」ボタンを押してください。

確認ダイアログを確認後、「閉じる」ボタンを押してください。



The screenshot shows a confirmation dialog box with the text: '確定した情報は下部の追加・変更・廃止した事業所情報欄に表示されますのでご確認ください。' (Please confirm that the confirmed information will be displayed in the addition/change/deletion business information section below.) and a close button labeled '閉じる' (Close).

# 15.Step6：事業所情報を変更する（3/3）

## ①登録済み事業所情報の変更

変更内容を確認します。

### 事業所情報の入力

#### 追加・変更・廃止した事業所情報

事業所追加・変更確定・事業所廃止した事業所を以下に表示します。  
追加、変更、または廃止を取り消したい場合には「追加取消」、「変更取消」または「廃止取消」ボタンを押して下さい。

#### 登録済みの事業所に対し変更を実施した事業所

事業所名	<input type="text"/>	<input type="button" value="[-]"/>
登録検査機関事業所コード	<input type="text"/>	
所在地	都道府県 <input type="text"/>	
	市区町村・番地 <input type="text"/>	
変更の理由	住所変更のため	

??

変更しようとする年月日 ⓘ

「変更確定」ボタンを押した後、「追加・変更・廃止した事業所情報」エリアに変更内容が赤字で表示されます。

変更内容を取り消したい場合は、「変更取消」ボタンを押してください。

変更内容を確認後、「次へ」ボタンを押してください。

「次へ」ボタンを押した後の操作手順は、こちらをご確認ください。

# 16.Step7 : 申請情報を確認する (1/2)

変更した申請者情報・事業所情報を確認します。



STEP 01 変更内容選択    STEP 02 本人確認選択    STEP 03 申請者情報    STEP 04 事業所情報    **STEP 05 申請情報確認**    STEP 06 申請完了

変更した申請者情報・事業所情報を確認の上、「変更届出」ボタンを押してください。  
入力内容に誤りがある場合は、各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

### 申請者情報

法人名/屋号 [Redacted]

代表者の氏名 [Redacted]

### 変更した事業所

- 事業所1 [Redacted]

### 追加した事業所情報

- 事業所1 [Redacted]

### 廃止した事業所情報

- 事業所1 [Redacted]

申請者情報、変更した事業所情報が表示されます。

内容を確認後、「変更届出」ボタンを押してください。  
申請情報の確認画面が表示されます。

※申請内容を修正したい場合は、修正ボタンより修正を行ってください。

※到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

※到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

## 16.Step7 : 申請情報を確認する (2/2)



登録したメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

「OK」ボタンを押すと、登録したメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されますので、メールをご確認ください。

### 注意事項！

到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

## 17.Step8 : 到達確認をする

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。

※このメールアドレスへの返信はできません。

様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは申請者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。  
このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。

<https://~>

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ

<https://~>

申請完了

STEP 01 変更内容選択    STEP 02 本人確認選択    STEP 03 申請者情報    STEP 04 事業所情報    STEP 05 申請情報確認    **STEP 06 申請完了**

オンラインによる変更届出の手続きが完了しました。

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が申請者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

到達確認が完了すると申請操作完了となります。

申請状況は申請状況一覧のページで確認できます。

※変更内容の反映については、以下をご確認ください。

- ・「変更しようとする年月日」が審査完了日より前の場合  
⇒審査完了日の翌日に反映されます。
- ・「変更しようとする年月日」が審査完了日より後の場合  
⇒「変更しようとする年月日」に反映されます。

# 15.Step6：事業所情報を変更する（1/2）

## ②事業所の新規追加

登録検査機関の事業所を新規追加します。

**変更** 登録済みの事業所に対して変更を実施したい場合には、こちらのボタンを押して下さい。

**事業所追加** 事業所を新規追加したい場合には、こちらのボタンを押して下さい。

**事業所廃止** 登録済みの事業所を廃止したい場合には、こちらのボタンを押して下さい。

登録検査機関事業所コード  [登録検査機関事業所コード一覧](#) 事業所名

### 事業所情報の入力

新たに事業所を追加する場合に必要な項目を入力し、「追加確定」ボタンを押して下さい。

事業所名

所在地  都道府県

市区町村・番地

無人航空機検査事務を開始しようとする年月日

「事業所情報の入力」エリアに新たな事業所情報入力フォームが表示されます。

必要な項目を入力後、「追加確定」ボタンを押してください。

確認ダイアログを確認後、「閉じる」ボタンを押してください。

確定した情報は下部の追加・変更・廃止した事業所情報欄に表示されますのでご確認ください。

# 15.Step6：事業所情報を変更する（2/2）

## ②事業所の新規追加

追加内容を確認します。

### 追加・変更・廃止した事業所情報

事業所追加・変更確定・事業所廃止した事業所を以下に表示します。  
追加、変更、または廃止を取り消したい場合には「追加取消」、「変更取消」または「廃止取消」ボタンを押して下さい。

#### 新たに追加した事業所

事業所名	<input type="text"/>	<input type="button" value="[-]"/>
所在地	都道府県 <input type="text"/>	
	市区町村・番地 <input type="text"/>	

無人航空機検査事務を開始しようとする年月日

変更しようとする年月日

「追加確定」ボタンを押した後、「追加・変更・廃止した事業所情報」エリアに新たに追加した事業所が表示されます。

追加内容を取り消したい場合は、「追加取消」ボタンを押してください。

追加内容を確認後、「次へ」ボタンを押してください。  
申請情報の確認画面が表示されます。

# 16.Step7 : 申請情報を確認する (1/2)

変更した申請者情報・事業所情報を確認します。



STEP 01 変更内容選択    STEP 02 本人確認選択    STEP 03 申請者情報    STEP 04 事業所情報    **STEP 05 申請情報確認**    STEP 06 申請完了

変更した申請者情報・事業所情報を確認の上、「変更届出」ボタンを押してください。  
入力内容に誤りがある場合は、各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

**申請者情報**

法人名/屋号

代表者の氏名

**変更した事業所**

- 事業所1

**追加した事業所情報**

- 事業所1

**廃止した事業所情報**

- 事業所1

戻る    **変更届出**

申請者情報、変更した事業所情報が表示されます。

内容を確認後、「変更届出」ボタンを押してください。

申請情報の確認画面が表示されます。

※申請内容を修正したい場合は、修正ボタンより修正を行ってください。

## 16.Step7 : 申請情報を確認する (2/2)



登録したメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

「OK」ボタンを押すと、登録したメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されますので、メールをご確認ください。

### 注意事項！

到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

## 17.Step8 : 到達確認をする

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。

※このメールアドレスへの返信はできません。

様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは申請者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。  
このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。

<https://~>

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ

<https://~>

申請完了

STEP 01 変更内容選択    STEP 02 本人確認選択    STEP 03 申請者情報    STEP 04 事業所情報    STEP 05 申請情報確認    **STEP 06 申請完了**

オンラインによる変更届出の手続きが完了しました。

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。  
宛先が申請者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

到達確認が完了すると申請操作完了となります。

申請状況は申請状況一覧のページで確認できます。

※変更内容の反映については、以下をご確認ください。

- ・「変更しようとする年月日」が審査完了日より前の場合  
⇒審査完了日の翌日に反映されます。
- ・「変更しようとする年月日」が審査完了日より後の場合  
⇒「変更しようとする年月日」に反映されます。

# 15.Step6 : 事業所情報を変更する (1/2)

## ③事業所の廃止

登録検査機関の登録済み事業所を廃止します。

変更	登録済みの事業所に対して変更を実施したい場合には、こちらのボタンを押して下さい。
事業所追加	事業所を新規追加したい場合には、こちらのボタンを押して下さい。
事業所廃止	登録済みの事業所を廃止したい場合には、こちらのボタンを押して下さい。



### 事業所情報の入力

検索領域で選択した登録済みの事業所情報を以下に表示します。  
「+」ボタンで詳細を開き、「廃止確定」または項目を変更後、「変更確定」ボタンを押して下さい。

事業所名	<input type="text"/>	<input type="button" value="[-]"/>
登録検査機関事業所コード	<input type="text"/>	
所在地	都道府県 <input type="text"/>	
	市区町村・番地 <input type="text"/>	
変更の理由	<input type="text" value="事業縮小のため"/>	

「事業所廃止」ボタンを押すと「事業所情報の入力」エリアに新たな事業所情報入力フォームが表示されます。

廃止する事業所名の+ボタンを押すと事業所情報が表示され、ボタンが-ボタンに変わります。

内容を確認し、「廃止確定」ボタンを押してください。

確認ダイアログを確認後、「閉じる」ボタンを押してください。

確定した情報は下部の追加・変更・廃止した事業所情報欄に表示されますのでご確認ください。

# 15.Step6：事業所情報を変更する（2/2）

## ③事業所の廃止

廃止内容を確認します。

### 事業所情報の入力

#### 追加・変更・廃止した事業所情報

事業所追加・変更確定・事業所廃止した事業所を以下に表示します。  
追加、変更、または廃止を取り消したい場合には「追加取消」、「変更取消」または「廃止取消」ボタンを押して下さい。

#### 廃止した事業所

事業所名	<input type="text"/>
登録検査機関事業所コード	<input type="text"/>
所在地	都道府県 <input type="text"/>
	市区町村・番地 <input type="text"/>
変更の理由	事業収縮

変更しようとする年月日 ⓘ

「廃止確定」ボタンを押した後、「追加・変更・廃止した事業所情報」エリアに廃止した事業所が表示されます。

廃止内容を取り消したい場合は、「廃止取消」ボタンを押してください。

内容を確認後、「次へ」ボタンを押してください。  
申請情報の確認画面が表示されます。

# 16.Step7 : 申請情報を確認する (1/2)

変更した申請者情報・事業所情報を確認します。



STEP 01 変更内容選択    STEP 02 本人確認選択    STEP 03 申請者情報    STEP 04 事業所情報    **STEP 05 申請情報確認**    STEP 06 申請完了

変更した申請者情報・事業所情報を確認の上、「変更届出」ボタンを押してください。  
入力内容に誤りがある場合は、各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

**申請者情報**

法人名/屋号

代表者の氏名

**変更した事業所**

- 事業所1

**追加した事業所情報**

- 事業所1

**廃止した事業所情報**

- 事業所1

戻る    **変更届出**

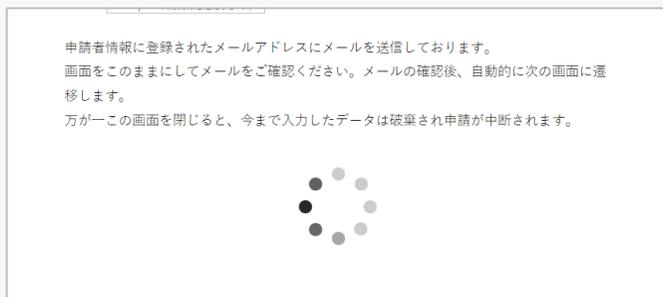
申請者情報、変更した事業所情報が表示されます。

内容を確認後、「変更届出」ボタンを押してください。

申請情報の確認画面が表示されます。

※申請内容を修正したい場合は、修正ボタンより修正を行ってください。

## 16.Step7 : 申請情報を確認する (2/2)



登録したメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

「OK」ボタンを押すと、登録したメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されますので、メールをご確認ください。

### 注意事項！

到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

## 17.Step8 : 到達確認をする

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。

※このメールアドレスへの返信はできません。

様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは申請者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。  
このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。

<https://~>

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ

<https://~>

申請完了

STEP 01 変更内容選択    STEP 02 本人確認選択    STEP 03 申請者情報    STEP 04 事業所情報    STEP 05 申請情報確認    **STEP 06 申請完了**

オンラインによる変更届出の手続きが完了しました。

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。  
宛先が申請者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

到達確認が完了すると申請操作完了となります。

申請状況は申請状況一覧のページで確認できます。

※変更内容の反映については、以下をご確認ください。

- ・「変更しようとする年月日」が審査完了日より前の場合  
⇒審査完了日の翌日に反映されます。
- ・「変更しようとする年月日」が審査完了日より後の場合  
⇒「変更しようとする年月日」に反映されます。

# 登録検査機関向け操作マニュアル

---

<登録検査機関>

## 03. 休止申請方法

---

# 目次

01.はじめに（登録検査機関の休止申請を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-3
03.登録検査機関の休止申請に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-4
04.登録検査機関の休止申請のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-5
05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-6
06.Step2：登録検査機関の休止画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-8
07.Step3：本人確認を行う	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-10
08.Step4：申請者情報を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-11
09.Step5：休止対象を選択する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-12
10.Step6：申請情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-15
11.Step7：到達確認をする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.03-17

## 01.はじめに（登録検査機関の休止申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、登録検査機関の新規登録申請、変更届出、休止申請、廃止申請、更新申請、申請状況確認、申請の取下げ、登録免許税の支払い、登録検査機関の登録確認を行うことができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

## 02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある ⓘ マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システムを使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。  
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

## 03.登録検査機関の休止申請に必要なもの

登録検査機関の休止申請には以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
申請者の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>法人名／屋号</li><li>代表者の氏名</li><li>所在地</li><li>氏名</li><li>フリガナ</li><li>担当者部署名</li><li>電話番号</li><li>メールアドレス</li></ul>
登録検査機関の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>休止対象の登録検査機関事務所コード</li><li>休止対象の講習業務の情報</li><li>休止する理由</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li><li>gBizIDプライム（またはgBizIDメンバー）アカウント</li></ul>

※申請者情報のうち、法人名／屋号、代表者の氏名、所在地については、gBizIDから取得した情報を自動反映するため、申請入力画面からの変更は不可となります。  
変更されたい方は、事前にgBizIDの情報を変更ください。

## 04.登録検査機関の休止申請のステップ

登録検査機関の休止申請をドローン情報基盤システムで行います。

### 登録検査機関の休止申請を開始

#### Step1:ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

#### Step2:登録検査機関の休止画面に進む

メインメニューで「登録検査機関の休止」のボタンを選択します。

#### Step3:本人確認を行う

gBizIDプライムによる本人確認を行います。

#### Step4:申請者情報を入力する

登録検査機関の申請者の情報を入力します。

#### Step5:休止対象を選択する

休止対象を選択します。

#### Step6:申請情報を確認する

入力した情報を確認して休止申請を行います。

#### Step7:到達確認をする

登録検査機関の休止申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

### 休止申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

※休止申請は、「登録停止中」、または「登録取消中」の状態の場合、申請できません。

# 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/2)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



The screenshot shows the login page with the title 'ログイン'. There are two main sections: 'アカウントを開設済の方' (For those who have already created an account) and 'まだアカウント作成がお済みでない方' (For those who have not yet created an account). The login form fields, including 'ログインID' and 'パスワード', are highlighted with a red box. There are also buttons for '個人の方のアカウント開設' (Create personal account) and '企業・団体の方のアカウント開設' (Create corporate account).

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

## 注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントが開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。  
(例) ABC123456

# 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/2)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。

画面上部の「事業者用ページ」のボタンより手続へ進んでください。

## 06.Step2 : 登録検査機関の休止画面に進む (1/2)

ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) 

登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) 

登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) 

ログインが成功すると、  
登録する機関の選択画面が表示されます。  
「登録検査機関を希望する事業者の手続き」  
を選択します。

登録検査機関メニューのページで、「登録検査機関の休止」ボタンを押します。

登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) 

登録検査機関の登録

新たに登録検査機関を登録することができます。  
新規登録には、本人確認書類、登録検査機関の情報が必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。  
また、新規登録の登録免許料の支払い手続きをすることができます。

登録検査機関情報の確認

登録されている登録検査機関情報を確認することができます。

登録検査機関情報の変更

登録されている登録検査機関情報および検査事務の内容を変更することができます。  
変更内容に応じて、登録証の再交付が必要となります。

有効期限の更新

登録されている登録検査機関の有効期間を更新することができます。

登録検査機関の休止

登録されている登録検査機関および事業所・検査事務の休止を行うことができます。

## 06.Step2 : 登録検査機関の休止画面に進む (2/2)

### 登録検査機関を2機関以上登録済みの方

登録検査機関を2機関以上登録済の場合、下記の「登録情報一覧画面」が表示されます。休止対象の登録検査機関を選択し、先に進んでください。

#### 登録情報一覧

登録した登録検査機関の一覧が表示されています。  
「選択」ボタンを押すと、選択した登録検査機関の手続きを行うことができます。

登録検査機関 コード	法人名/屋号	ステータス	有効期間満了日	選択
■	■	■	■	<input type="button" value="選択"/>
■	■	■	■	<input type="button" value="選択"/>

休止対象の登録機関を確認し、「選択」ボタンを押してください。

## 07.Step3 : 本人確認を行う

gBizIDプライムによる本人確認を行います。



「次へ」ボタンを押して、gBizIDプライムによる本人確認を行ってください。

外部サイト又はアプリの説明に従って本人確認をしてください。手順について[本人確認の方法](#)のマニュアルにも記載しています。

### 注意事項！

- ・gBizIDエントリーによるログイン認証は不可となります。
- ・gBizIDメンバーで本人確認を実施される方は、gBizIDのWebサイトにて、利用できるサービスに「ドローン情報基盤システム（登録検査機関申請機能）」を追加いただく必要があります。

## 08.Step4 : 申請者情報を入力する

登録検査機関の申請者情報を入力します。



本人確認方法の選択が完了すると、申請者情報を入力するページが開きます。

入力に際し、gBizIDに登録いただいている情報が反映されます。申請担当者情報は直接入力をお願いします。

申請者情報を確認し、「次へ」ボタンを押してください。

### 注意事項！

gBizIDにて自動反映された情報は、入力画面から変更することはできません。

変更されたい場合は、gBizIDに登録されている情報を変更の上で手続きを行ってください。

## 09.Step5 : 休止対象を選択する (1/3)

休止対象を選択します。



登録検査機関情報を入力するページが開きます。

休止対象の「登録検査機関事業所コード」または、「事業所名」を入力し、「検索」ボタンを押します。

「事業所情報の入力」欄に検索した事業所名が表示されます。

## 09.Step5 : 休止対象を選択する (2/3)

登録検査機関事業所コード <sup>①</sup>  [登録検査機関事業所コード一覧](#) 事業所名 <sup>①</sup>

検索

### 事業所情報の入力

検索領域で選択した登録済みの事業所情報を以下に表示します。  
「+」ボタンで詳細を開き、休止したい項目にチェックして「確定」ボタンを押して下さい。

事業所名  +

業務の能力 <sup>①</sup>

機体認証の検査の能力 22

第2種機体認証

業務の範囲

- 飛行機 (固定翼)
- 回転翼航空機 (ヘリコプター)
- 回転翼航空機 (マルチローター)
- 回転翼航空機(その他)
- 滑空機
- 飛行船

休止又は廃止の理由 <sup>①</sup>

クリア 確定

「+」ボタンを押すと、事業所の情報が開きます。

休止対象を選択し、必要項目を入力後、「確定」ボタンを押します。

確認画面の内容を確認し、「閉じる」ボタンを押します。

確定した情報は下部の休止した事業所情報欄に表示されますのでご確認ください。

閉じる

## 09.Step5 : 休止対象を選択する (3/3)

### 事業所情報の入力

検索領域で選択した登録済みの事業所情報を以下に表示します。  
「+」ボタンで詳細を開き、休止したい項目にチェックして「確定」ボタンを押して下さい。

事業所名  +

### 休止した事業所情報

検査事務の休止を確定した事業所を以下に表示します。  
休止を取り消したい場合には「休止取消」ボタンを押して下さい。

事業所名  -

登録検査機関事業所コード

所在地  
都道府県  東京都

市区町村・番地

業務の能力

- 第2種機体認証
- 業務の範囲
  - 飛行機（固定翼）
  - 回転翼航空機（ヘリコプター）
  - 回転翼航空機（マルチローター）
  - 回転翼航空機（その他）
  - 滑空機
  - 飛行船

休止又は廃止の理由

戻る 次へ 休止取消

入力した休止対象が、「休止した事業所情報」欄に表示されます。

休止対象を確認し、「次へ」ボタンを押します。

## 10.Step6 : 申請情報を確認する (1/2)

休止する登録検査機関情報を確認します。

### 申請情報確認

STEP 01 本人確認選択    STEP 02 申請者情報    STEP 03 事業所情報    **STEP 04 申請情報確認**    STEP 05 申請完了

更新する申請者情報・事業所情報を確認の上、「休止申請」ボタンを押してください。  
入力内容に誤りがある場合は、各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

#### 申請者情報

法人名/屋号

代表者の氏名

#### 休止する事業所情報

休止する事業所を表示しています。

- 事業所1

事業所名

登録検査機関事業所コード

所在地

休止又は廃止の理由

[事業所情報の修正](#)

[戻る](#)    [休止申請](#)

休止する登録検査機関情報が表示されます。

内容を確認後、「休止申請」ボタンを押してください。

申請情報の確認画面が表示されます。

※申請内容を修正したい場合は、「修正」ボタンより修正を行ってください。

※到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

※到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

## 10.Step6 : 申請情報を確認する (2/2)

×  
休止申請の手続き申請を行います。  
OKボタン押下後、申請者のメールアドレスに確認用メールが送信されます。  
メールを確認することによって申請完了となります。



登録したメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

「OK」ボタンを押すと、登録したメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されますので、メールをご確認ください。

申請者情報に登録されたメールアドレスにメールを送信しております。  
画面をこのままにしてメールをご確認ください。メールの確認後、自動的に次の画面に移ります。  
万が一この画面を閉じると、今まで入力したデータは破棄され申請が中断されます。



### 注意事項！

到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。  
到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

# 11.Step7 : 到達確認をする

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。

※このメールアドレスへの返信はできません。

様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは申請者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。  
このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。

<https://~>

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ

<https://~>

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が申請者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

到達確認が完了すると申請操作完了となります。

申請状況は申請状況一覧のページで確認できます。

申請完了

STEP 01 本人確認選択    STEP 02 申請者情報    STEP 03 事業所情報    STEP 04 申請情報確認    **STEP 05 申請完了**

オンラインによる休止申請の手続きが完了しました。

申請状況の確認

メインメニュー画面の「申請状況確認/取下げ/支払い」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

# 登録検査機関向け操作マニュアル

---

<登録検査機関>

## 04.廃止申請方法

---

# 目次

01.はじめに（登録検査機関の廃止申請を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-3
03.登録検査機関の廃止申請に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-4
04.登録検査機関の廃止申請のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-5
05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-6
06.Step2：登録検査機関の廃止画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-8
07.Step3：本人確認を行う	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-10
08.Step4：申請者情報を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-11
09.Step5：廃止情報を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-12
10.Step6：申請情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-13
11.Step7：到達確認をする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-15

## 01.はじめに（登録検査機関の廃止申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、登録検査機関の新規登録申請、変更届出、休止申請、廃止申請、更新申請、申請状況確認、申請の取下げ、登録免許税の支払い、登録検査機関の登録確認を行うことができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

## 02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある ⓘ マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システムを使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。  
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

## 03.登録検査機関の廃止申請に必要なもの

登録検査機関の廃止申請には以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
申請者の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>法人名／屋号</li><li>代表者の氏名</li><li>所在地</li><li>氏名</li><li>フリガナ</li><li>担当者部署名</li><li>電話番号</li><li>メールアドレス</li></ul>
登録検査機関の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>登録検査機関を廃止しようとする年月日</li><li>廃止する理由</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li><li>gBizIDプライム（またはgBizIDメンバー）アカウント</li></ul>

※申請者情報のうち、法人名／屋号、代表者の氏名、所在地については、gBizIDから取得した情報を自動反映するため、申請入力画面からの変更は不可となります。  
変更されたい方は、事前にgBizIDの情報を変更ください。

## 04.登録検査機関の廃止申請のステップ

登録検査機関の廃止申請をドローン情報基盤システムで行います。

### 登録検査機関の廃止申請を開始

#### Step1:ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

#### Step2:登録検査機関の廃止画面に進む

メインメニューで「登録検査機関の廃止」のボタンを選択します。

#### Step3:本人確認を行う

gBizIDプライムによる本人確認を行います。

#### Step4:申請者情報を入力する

登録検査機関の申請者の情報を入力します。

#### Step5:廃止情報を入力する

登録検査機関を廃止する日付等の情報を入力します。

#### Step6:申請情報を確認する

入力した情報を確認して廃止申請を行います。

#### Step7:到達確認をする

登録検査機関の廃止申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

### 廃止申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

※廃止申請は、「登録停止中」、または「登録取消中」の状態の場合、申請できません。

# 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/2)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



The screenshot shows the login page with the title 'ログイン'. There are two main sections: 'アカウントを開設済の方' (For those who have already created an account) and 'まだアカウント作成がお済みでない方' (For those who have not yet created an account). The login form fields, including 'ログインID' and 'パスワード', are highlighted with a red box. There are also buttons for '個人の方のアカウント開設' (Create personal account) and '企業・団体の方のアカウント開設' (Create corporate account). A '戻る' (Back) button is located at the bottom left.

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

## 注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。  
(例) ABC123456

# 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/2)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。

画面上部の「事業者用ページ」のボタンより手続へ進んでください。

## 06.Step2 : 登録検査機関の廃止画面に進む (1/2)

ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

- 登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)**

ログインが成功すると、  
登録する機関の選択画面が表示されます。  
「登録検査機関を希望する事業者の手続き」  
を選択します。

登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (-)

- 登録検査機関の登録  
新たに登録検査機関を登録することができます。  
新規登録には、本人確認書類、登録検査機関の情報が必要です。
- 申請状況確認/取下げ/支払い  
新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。  
また、新規登録の登録免許料の支払い手続きをすることができます。
- 登録検査機関情報の確認  
登録されている登録検査機関情報を確認することができます。
- 登録検査機関情報の変更  
登録されている登録検査機関情報および検査事務の内容を変更することができます。  
変更内容に応じて、登録証の再交付が必要となります。
- 有効期限の更新  
登録されている登録検査機関の有効期限を更新することができます。
- 登録検査機関の休止  
登録されている登録検査機関および事業所・検査事務の休止を行うことができます。
- 登録検査機関の廃止**  
登録されている登録検査機関の廃止を行うことができます。

登録検査機関メニューのページで、「登録検査機関の廃止」ボタンを押します。

## 06.Step2 : 登録検査機関の廃止画面に進む (2/2)

### 登録検査機関を2機関以上登録済みの方

登録検査機関を2機関以上登録済の場合、下記の「登録情報一覧画面」が表示されます。廃止対象の登録検査機関を選択し、先に進んでください。

#### 登録情報一覧

登録した登録検査機関の一覧が表示されています。  
「選択」ボタンを押すと、選択した登録検査機関の手続きを行うことができます。

登録検査機関 コード	法人名/屋号	ステータス	有効期間満了日	選択
■	■	■	■	選択
■	■	■	■	選択

廃止対象の登録機関を確認し、「選択」ボタンを押してください。

## 07.Step3 : 本人確認を行う

gBizIDプライムによる本人確認を行います。



本人確認方法の選択

STEP 01 本人確認選択    STEP 02 申請者情報    STEP 03 廃止情報    STEP 04 申請情報確認    STEP 05 申請完了

申請を行うに当たって、申請者となる管理団体・企業等の方の本人確認を行います。  
gBizIDプライムを取得済みの方は、「次へ」ボタンを押してください。

本人確認方法選択

- gBizIDプライム (gBizIDメンバー) 

管理団体・企業等の方は、あらかじめgBizIDプライム、またはgBizIDプライム作成後にgBizIDメンバーを取得していただく必要があります。  
こちらを選択し、「次へ」ボタンを押すと、gBizIDのログイン画面が表示されますので、ログイン認証を行ってください。

\*gBizIDエントリーによるログイン認証は不可となります。  
gBizIDメンバーで本人確認を実施される方は、gBizIDメンバーで利用できるサービスに「ドローン情報基盤システム（登録検査機関申請機能）」を追加いただく必要があります。  
設定方法の詳細については、gBizIDのWebサイトにてマニュアルをご確認ください。  
gBizIDプライムをまだ取得していない方は、[こちら](#)を確認ください。（外部サイトが開きます）

戻る    次へ

「次へ」ボタンを押して、gBizIDプライムによる本人確認を行ってください。

外部サイト又はアプリの説明に従って本人確認をしてください。手順について[本人確認の方法](#)のマニュアルにも記載しています。

### 注意事項！

- ・gBizIDエントリーによるログイン認証は不可となります。
- ・gBizIDメンバーで本人確認を実施される方は、gBizIDのWebサイトにて、利用できるサービスに「ドローン情報基盤システム（登録検査機関申請機能）」を追加いただく必要があります。

## 08.Step4 : 申請者情報を入力する

登録検査機関の申請者情報を入力します。



申請者情報入力

STEP 01 本人確認選択    STEP 02 申請者情報    STEP 03 廃止情報    STEP 04 申請情報確認    STEP 05 申請完了

登録検査機関の申請者情報を入力してください。  
なお、各項目には、gBizIDに登録されている情報を初期値として入力しています。  
法人名/屋号、代表者の氏名および所在地は、gBizIDに登録されている情報から変更できません。

申請者情報

法人名/屋号

代表者の氏名

所在地

氏名 ⓘ

フリガナ ⓘ

担当者部署名 ⓘ

電話番号 ⓘ

メールアドレス ⓘ

戻る    次へ

本人確認方法の選択が完了すると、申請者情報を入力するページが開きます。

入力に際し、gBizIDに登録いただいている情報が反映されます。入力に際し、gBizIDに登録いただいている情報が反映されます。申請担当者情報は直接入力をお願いします。

申請者情報を確認し、「次へ」ボタンを押してください。

### 注意事項！

gBizIDにて自動反映された情報は、入力画面から変更することはできません。

変更されたい場合は、gBizIDに登録されている情報を変更の上で手続きを行ってください。

## 09.Step5 : 廃止情報を入力する

廃止情報を入力します。

### 廃止情報入力

STEP 01 本人確認選択    STEP 02 申請者情報    **STEP 03 廃止情報**    STEP 04 申請情報確認    STEP 05 申請完了

廃止する日付および理由を記入してください。

登録検査機関コード

廃止日 ①

休止又は廃止の理由 ①

廃止情報を入力するページが開きます。

廃止する日付、および理由を記入し、「次へ」ボタンを押します。

## 10.Step6 : 申請情報を確認する (1/2)

廃止する登録検査機関情報を確認します。

### 申請情報確認

STEP 01 本人確認選択    STEP 02 申請者情報    STEP 03 廃止情報    **STEP 04 申請情報確認**    STEP 05 申請完了

更新する申請者情報・廃止情報を確認の上、「廃止申請」ボタンを押してください。  
入力内容に誤りがある場合は、各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

#### 申請者情報

法人名/屋号

代表者の氏名

#### 廃止情報

登録検査機関コード

廃止日

休止又は廃止の理由

入力した廃止情報が表示されます。

内容を確認後、「廃止申請」ボタンを押してください。

申請情報の確認画面が表示されます。

※申請内容を修正したい場合は、「修正」ボタンより修正を行ってください。

※到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

※到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

## 10.Step6 : 申請情報を確認する (2/2)



登録したメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

「OK」ボタンを押すと、登録したメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されますので、メールをご確認ください。

### 注意事項！

到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

# 11.Step7 : 到達確認をする

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。

※このメールアドレスへの返信はできません。

様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは申請者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。  
このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。

<https://~>

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ

<https://~>

申請完了

STEP 01

本人確認選択

STEP 02

申請者情報

STEP 03

廃止情報

STEP 04

申請情報確認

STEP 05

申請完了

オンラインによる廃止申請の手続きが完了しました。

申請状況の確認

メインメニュー画面の「申請状況確認/取下げ/支払い」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が申請者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

到達確認が完了すると申請操作完了となります。

申請状況は申請状況一覧のページで確認できます。

※廃止内容の反映については、以下をご確認ください。

- ・「廃止日」が審査完了日より前の場合  
⇒審査完了日の翌日に反映されます。
- ・「廃止日」が審査完了日より後の場合  
⇒「廃止日」に反映されます。

# 登録検査機関向け操作マニュアル

---

<登録検査機関>

## 05.更新申請方法

---

# 目次

01.はじめに（登録検査機関の更新申請を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-3
03.登録検査機関の更新申請に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-4
04.登録検査機関情報の更新申請のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-5
05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-6
06.Step2：登録検査機関の有効期限の更新画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-8
07.Step3：本人確認を行う	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-10
08.Step4：申請者情報を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-11
09.Step5：更新情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-12
10.Step6：申請情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-13
11.Step7：到達確認をする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-15

## 01.はじめに（登録検査機関の更新申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、登録検査機関の新規登録申請、変更届出、休止申請、廃止申請、更新申請、申請状況確認、申請の取下げ、登録免許税の支払い、登録検査機関の登録確認を行うことができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

## 02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が見られるリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある ⓘ マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システムを使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。  
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

## 03.登録検査機関の更新申請に必要なもの

登録検査機関の更新申請には以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
申請者の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>法人名/屋号</li><li>代表者の氏名</li><li>所在地</li><li>氏名</li><li>フリガナ</li><li>担当者部署名</li><li>電話番号</li><li>メールアドレス</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li><li>gBizIDプライム（またはgBizIDメンバー）アカウント</li></ul>

※申請者情報のうち、法人名/屋号、代表者の氏名、所在地については、gBizIDから取得した情報を自動反映するため、申請入力画面からの変更は不可となります。  
変更されたい方は、事前にgBizIDの情報を変更ください。

## 04.登録検査機関の更新申請のステップ

登録検査機関の更新申請をドローン情報基盤システムで行います。

### 登録検査機関の更新申請を開始

#### Step1:ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

#### Step2:登録検査機関の有効期限の更新画面に進む

メインメニューで「有効期限の更新」のボタンを選択します。

#### Step3:本人確認を行う

gBizIDプライムによる本人確認を行います。

#### Step4:申請者情報を入力する

登録検査機関の申請者の情報を入力します。

#### Step5:更新情報を確認する

更新する情報を確認します。

#### Step6:申請情報を確認する

入力した情報を確認して更新申請を行います。

#### Step7:到達確認をする

登録検査機関の更新申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

### 更新申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

※更新申請は、「登録取消中」の状態の場合、申請できません。

※更新申請はいつでも実施可能です。

ただし、更新後の有効期間について、更新申請されるタイミングによって以下の差があります。

- ・有効期間満了日前1ヶ月の間に更新申請された場合、元の有効期間満了日の翌日から3年間となります。
- ・有効期間満了日1ヶ月前よりも更に前のタイミングで更新申請した場合、その更新申請が完了してから3年の有効期間となります。

# 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/2)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

## 注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。  
(例) ABC123456

# 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/2)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。

画面上部の「事業者用ページ」のボタンより手続へ進んでください。

## 06.Step2 : 登録検査機関の有効期限の更新画面に進む (1/2)

ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

- 登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) 
- 登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) 
- 登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) **

ログインが成功すると、  
登録する機関の選択画面が表示されます。  
「登録検査機関を希望する事業者の手続き」  
を選択します。

登録検査機関メニューのページで、「有効期限の更新」ボタンを押します。

登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) 

- 登録検査機関の登録  
新たに登録検査機関を登録することができます。  
新規登録には、本人確認書類、登録検査機関の情報が必要です。
- 申請状況確認/取下げ/支払い  
新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。  
また、新規登録の登録免許料の支払い手続きをすることができます。
- 登録検査機関情報の確認  
登録されている登録検査機関情報を確認することができます。
- 登録検査機関情報の変更  
登録されている登録検査機関情報および検査業務の内容を変更することができます。  
変更内容に応じて、登録証の再交付が必要となります。
- 有効期限の更新**  
登録されている登録検査機関の有効期限を更新することができます。
- 登録検査機関の休止  
登録されている登録検査機関および事業所・検査業務の休止を行うことができます。
- 登録検査機関の廃止  
登録されている登録検査機関の廃止を行うことができます。

## 06.Step2 : 登録検査機関の有効期限の更新画面に進む (2/2)

### 登録検査機関を2機関以上登録済みの方

登録検査機関を2機関以上登録済の場合、下記の「登録情報一覧画面」が表示されます。更新対象の登録検査機関を選択し、先に進んでください。

#### 登録情報一覧

登録した登録検査機関の一覧が表示されています。  
「選択」ボタンを押すと、選択した登録検査機関の手続きを行うことができます。

登録検査機関 コード	法人名/屋号	ステータス	有効期間満了日	選択
■	■	■	■	選択
■	■	■	■	選択

更新対象の登録機関を確認し、「選択」ボタンを押してください。

## 07.Step3 : 本人確認を行う

gBizIDプライムによる本人確認を行います。



本人確認方法の選択

STEP 01 本人確認選択    STEP 02 申請者情報    STEP 03 更新情報    STEP 04 申請情報確認    STEP 05 申請完了

申請を行うに当たって、申請者となる管理団体・企業等の方の本人確認を行います。  
gBizIDプライムを取得済みの方は、「次へ」ボタンを押してください。

本人確認方法選択

- gBizIDプライム (gBizIDメンバー) 説明  
管理団体・企業等の方は、あらかじめgBizIDプライム、またはgBizIDプライム作成後にgBizIDメンバーを取得していただく必要があります。  
こちらを選択し、「次へ」ボタンを押すと、gBizIDのログイン画面が表示されますので、ログイン認証を行ってください。

※gBizIDエントリーによるログイン認証は不可となります。  
gBizIDメンバーで本人確認を実施される方は、gBizIDメンバーで利用できるサービスに「ドローン情報基盤システム（登録検査機関申請機能）」を追加いただく必要があります。  
設定方法の詳細については、gBizIDのWebサイトにてマニュアルをご確認ください。  
gBizIDプライムをまだ取得していない方は、[こちら](#)を確認ください。（外部サイトが開きます）

戻る    次へ

「次へ」ボタンを押して、gBizIDプライムによる本人確認を行ってください。

外部サイト又はアプリの説明に従って本人確認をしてください。手順について[本人確認の方法](#)のマニュアルにも記載しています。

### 注意事項！

- ・gBizIDエントリーによるログイン認証は不可となります。
- ・gBizIDメンバーで本人確認を実施される方は、gBizIDのWebサイトにて、利用できるサービスに「ドローン情報基盤システム（登録検査機関申請機能）」を追加いただく必要があります。

## 08.Step4 : 申請者情報を入力する

登録検査機関の申請者情報を入力します。



申請者情報入力

STEP 01 本人確認選択    STEP 02 申請者情報    STEP 03 更新情報    STEP 04 申請情報確認    STEP 05 申請完了

登録検査機関の申請者情報を入力してください。  
なお、各項目には、gBizIDに登録されている情報を初期値として入力しています。  
法人名/屋号、代表者の氏名および所在地は、gBizIDに登録されている情報から変更できません。

申請者情報

法人名/屋号

代表者の氏名

所在地

氏名 ⓘ

フリガナ ⓘ

担当者部署名 ⓘ

電話番号 ⓘ

メールアドレス ⓘ

戻る    次へ

本人確認方法の選択が完了すると、申請者情報を入力するページが開きます。

入力に際し、gBizIDに登録いただいている情報が反映されます。入力に際し、gBizIDに登録いただいている情報が反映されます。申請担当者情報は直接入力をお願いします。

申請者情報を確認し、「次へ」ボタンを押してください。

### 注意事項！

gBizIDにて自動反映された情報は、入力画面から変更することはできません。

変更されたい場合は、gBizIDに登録されている情報を変更の上で手続きを行ってください。

# 09.Step5 : 更新情報を確認する

更新情報を確認します。

### 更新情報入力

STEP 01 本人確認選択    STEP 02 申請者情報    **STEP 03 更新情報**    STEP 04 申請情報確認    STEP 05 申請完了

今回更新する検査事務の内容を表示しています。問題なければ「次へ」を押してください。

登録検査機関コード

現在の有効期間満了日 2026年2月2日

業務の能力

機体認証の検査の能力

第2種機体認証

業務の範囲

- 飛行機（固定翼）
- 回転翼航空機（ヘリコプター）
- 回転翼航空機（マルチローター）
- 回転翼航空機(その他)
- 滑空機
- 飛行船

申請者備考 ⓘ

更新情報を確認するページが開きます。

更新する登録検査機関情報を確認し、「次へ」ボタンを押します。

## 10.Step6 : 申請情報を確認する (1/2)

有効期限を更新する登録検査機関情報を確認します。



入力した更新情報が表示されます。

内容を確認後、「更新申請」ボタンを押してください。

申請情報の確認画面が表示されます。

※申請内容を修正したい場合は、「修正」ボタンより修正を行ってください。

※到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

※到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

### 注意事項！

有効期間満了日の更新後の日付は、手続きの都合上、変更となる場合があります。

更新申請後の有効期間満了日については、郵送された登録証内に記載の有効期間満了日をご確認下さい。

## 10.Step6 : 申請情報を確認する (2/2)



登録したメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

「OK」ボタンを押すと、登録したメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されますので、メールをご確認ください。

### 注意事項！

到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

# 11.Step7 : 到達確認をする

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。  
※このメールアドレスへの返信はできません。

■■■■ 様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは申請者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。  
このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。

<https://~>

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ

<https://~>

申請完了



オンラインによる更新申請の手続きが完了しました。

申請状況の確認

メインメニュー画面の「申請状況確認/取下げ/支払い」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が申請者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

到達確認が完了すると申請操作完了となります。

申請状況は申請状況一覧のページで確認できます。

# 登録検査機関向け操作マニュアル

---

<登録検査機関>

## 06.申請状況確認・登録免許税 の支払い方法

---

# 目次

01.はじめに（登録検査機関への登録を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-3
03.登録免許税について	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-4
04.登録免許税の支払い方法・支払いに必要な情報	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-6
05.登録検査機関の申請状況確認／登録免許税の支払いのステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-8
06.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-9
07.Step2：申請状況確認画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-11
08.Step3：申請状況詳細を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-12
09.Step4：登録免許税を支払う	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-15
10.申請状況種別一覧	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.06-16

## 01.はじめに（登録検査機関への登録を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、登録検査機関の新規登録申請、変更届出、休止申請、廃止申請、更新申請、申請状況確認、申請の取下げ、登録免許税の支払い、登録検査機関の登録確認を行うことができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

## 02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある ⓘ マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システムを使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。

※リンクを押すと外部サイトが開きます。

## 03.登録免許税について (1/2)

- 登録免許税は、申請種別および申請内容により異なります。各申請種別ごとの登録免許税は以下のとおりです。

申請種別	登録免許税額	備考
新規申請	90,000円	一部団体は登録免許税納付が免除される場合があります。詳しくは、「 <a href="#">登録免許税納付対象外団体について</a> 」をご確認ください。
変更届出	—	
変更届出 (登録証再発行あり)	—	
更新申請	—	
休止申請	—	
廃止申請	—	

## 03.登録免許税について (2/2)

- 登録免許税法第4条により登録免許税の納付対象外となる団体は以下のとおりです。

登録免許税納付対象外団体	
国機関	沖縄振興開発金融公庫
港務局	国立大学法人
大学共同利用機関法人	地方公共団体
地方公共団体金融機構	地方公共団体情報システム機構
地方住宅供給公社	地方道路公社
地方独立行政法人	独立行政法人（その資本金の額又は出資の金額の全部が国又は地方公共団体の所有に属しているもののうち財務大臣が指定をしたものに限る。）
土地開発公社	日本下水道事業団
日本司法支援センター	日本中央競馬会
日本年金機構	-

## 04.登録免許税の支払い方法・支払いに必要なもの（1/2）

- 登録免許税は「**ATM**」および「**インターネットバンキング**」でのお支払いが可能です。（クレジットカードでのお支払いはできませんのでご注意ください）



- なお、後述する支払い方法につきましては、ドローン登録システムの「[手数料の納付](#)」マニュアルをご確認ください。

## 04.登録免許税の支払い方法・支払いに必要なもの（2/2）

- 手続きに必要なものは納付方法により異なります。ご確認のうえ、手続きにお進みください

各種情報	項目
納付に必要な情報	<ul style="list-style-type: none"><li>• 納付番号</li><li>• 納付用URL</li></ul>
その他 ※支払い方法により異なります	<ul style="list-style-type: none"><li>• ドローン情報基盤システムのアカウント</li><li>• キャッシュカード</li><li>• インターネットバンキングの口座情報</li></ul>

## 05.登録検査機関の申請状況確認／登録免許税の支払いのステップ

登録検査機関の申請状況をドローン情報基盤システムで確認し、登録免許税を支払います。

### 申請状況確認／支払いを開始

#### Step1：ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

#### Step2：申請状況確認画面に進む

メインメニューで「申請状況確認／取下げ／支払い」のボタンを選択します。

#### Step3：申請状況詳細を確認する

「詳細」ボタンを押して申請状況・申請内容の詳細を確認します。

#### Step4：登録免許税を支払う

「支払選択」ボタンを押して登録免許税を支払います。

### 登録免許税の支払いが完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

航空局で申請内容の確認が終了すると、登録免許税の納付番号と納付用URLが、アカウントに登録されたメールアドレスに通知されます。

メール通知後、登録免許税の支払いが可能になります。

申請内容の確認後には登録免許税の納付が必要となります。登録免許税については「[登録免許税について](#)」をご覧ください。納付の方法については[こちら](#)をご確認ください。なお、登録検査機関の登録は「登録免許税」となるため、マニュアルの「手数料支払」という文言は、「登録免許税」に読み替えてください。

また、クレジットカードによる支払いはできませんのでご注意ください。

# 06.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/2)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

## 注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。  
(例) ABC123456

# 06.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/2)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。

画面上部の「事業者用ページ」のボタンより手続へ進んでください。

## 07.Step2 : 申請状況確認画面に進む

ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

- 登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)**



ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

- 登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (-)

登録検査機関の登録

**申請状況確認/取下げ/支払い**

新たに登録検査機関を登録することができます。  
新規登録には、本人確認書、登録検査機関の情報が必要です。

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。  
また、新規登録の登録後許可の支払い手続きをすることができます。

登録検査機関情報の確認

登録検査機関情報の変更

登録されている登録検査機関情報を確認することができます。

登録されている登録検査機関情報および検査事務の内容を変更することができます。  
変更内容に応じて、登録証の再交付が必要となります。

ログインが成功すると、  
登録する機関の選択画面が表示されます。  
「登録検査機関を希望する団体の手続き」を  
選択します。

登録検査機関メニューのページで、「申請状況  
確認/取下げ/支払い」ボタンを押します。

## 08.Step3 : 申請状況詳細を確認する (1/3)

申請状況一覧で申請情報を検索します。

### 申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。  
なお、申請内容が申請状況一覧に反映されるまでに時間がかかる場合があります。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。  
「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。  
「再申請」ボタンを押すと、申請内容を修正し、再度申請を行うことができます。  
「支払選択」ボタンを押すと、登録免許税の支払いに関する情報を確認することができます。

申請受付番号  申請種別  申請状況 

▼ ▼

検索

申請日	申請受付番号	申請種別	申請状況	詳細	取下げ・再申請	支払選択
■■■■	■■■■	■■■■	登録免許税納付中	<span>詳細</span>		<span>支払選択</span>
■■■■	■■■■	■■■■	修正対応中	<span>詳細</span>	<span>取下げ</span> <span>再申請</span>	
■■■■	■■■■	■■■■	審査待ち	<span>詳細</span>	<span>取下げ</span>	

「申請受付番号」「申請種別」「申請状況」より、申請情報を検索できます。

「申請状況」欄で申請状況を確認できます。

※申請状況の種別は「[10.申請状況種別一覧](#)」を確認してください。

## 08.Step3 : 申請状況詳細を確認する (2/3)

申請状況詳細を確認します。

### 申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。

なお、申請内容が申請状況一覧に反映されるまでに時間がかかる場合があります。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。

「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。

「再申請」ボタンを押すと、申請内容を修正し、再度申請を行うことができます。

「支払選択」ボタンを押すと、登録免許税の支払いに関する情報を確認することができます。

申請受付番号 ⓘ

申請種別 ⓘ

選択してください

申請状況 ⓘ

選択してください

検索

申請日	申請受付番号	申請種別	申請状況	詳細	取下げ・再申請	支払選択
			審査待ち	詳細	取下げ	

申請状況一覧に表示された各申請の「詳細」フィールドにある「詳細」ボタンを押します。

## 08.Step3 : 申請状況詳細を確認する (3/3)

### 申請状況詳細

申請状況一覧画面で選択した申請の詳細情報が表示されています。

申請状況



申請者情報



検査事務内容の情報



事務所情報



戻る

申請状況詳細を確認できます。

申請状況詳細を確認したら、「戻る」ボタンを押してください。

## 09.Step4 : 登録免許税を支払う

登録免許税を支払います。

### 申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。

なお、申請内容が申請状況一覧に反映されるまでに時間がかかる場合があります。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。

「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。

「再申請」ボタンを押すと、申請内容を修正し、再度申請を行うことができます。

「支払選択」ボタンを押すと、登録免許税の支払いに関する情報を確認することができます。

申請受付番号 	申請種別 	申請状況 
<input type="text"/>	選択してください ▼	選択してください ▼
<input type="button" value="検索"/>		

申請日	申請受付番号	申請種別	申請状況	詳細	取下げ・再申請	支払選択
			登録免許税納付中	<input type="button" value="詳細"/>		<input type="button" value="支払選択"/>

「支払選択」ボタンを押します。

支払い方法については、[ドローン登録システムのマニュアル](#)を参照してください。

なお、登録検査機関の登録は「登録免許税」となるため、ドローン登録システムのマニュアルに記載された「手数料支払」という記載を、「登録免許税支払」に読み替えてご確認ください。

# 10.申請状況種別一覧

- 申請状況が「**手続完了**」になると、システム上で「**登録検査機関**」として登録されます。

状態	イベント	状態	新規申請	変更届出 (再発行なし)	変更届出 (再発行あり)	休止申請	廃止申請	更新申請
メール 到達確認中	・	申請時のメール到達確認待ち	○	—	○	○	○	○
審査待ち	・	審査中	○	—	○	○	○	○
手続待ち	・	決裁手続き中 (申請者による申請取下げ不可)	○	—	—	○	○	○
手続中止	・	申請者による申請取下げ	○	—	○	○	○	○
修正対応中	・	申請不備による修正対応中	○	—	○	○	○	○
登録免許税 納付中	・	申請者による登録免許税納付中	○	—	—	—	—	—
郵送手続待ち	・	登録免許税納付済み 登録検査機関登録証発行待ち	○	—	○	—	—	○
手続完了	・	登録検査機関登録証発行済み	○	—	○	○	○	○
取消済	・	申請者による修正指示が行われない 場合 申請者により申請取下された場合	○	—	○	○	○	○

# 登録検査機関向け操作マニュアル

---

<登録検査機関>

## 07.申請取下げ方法

---

# 目次

01.はじめに（登録検査機関への登録を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-3
03.登録検査機関の申請取下げに必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-4
04.申請取下げのステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-5
05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-6
06.Step2：申請状況確認画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-8
07.Step3：申請状況詳細を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-9
08.Step4：申請を取り下げる	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.07-11

## 01.はじめに（登録検査機関への登録を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、登録検査機関の新規登録申請、変更届出、休止申請、廃止申請、更新申請、申請状況確認、申請の取下げ、登録免許税の支払い、登録検査機関の登録確認を行うことができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

## 02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が見られるリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある ⓘ マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システムを使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。  
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

## 03.登録検査機関の申請取下げに必要なもの

登録検査機関の申請取下げには以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li><li>申請受付番号</li></ul>

## 04.申請取下げのステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで申請の取下げを行います。

### 申請の取り下げを開始

#### Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

#### Step2 : 申請状況確認画面に進む

メインメニューで「申請状況確認／取下げ／支払い」のボタンを選択します。

#### Step3 : 申請状況詳細を確認する

「取下げ」ボタンを押して申請内容の詳細を確認します。

#### Step4 : 申請を取り下げる

申請状況詳細画面の「取下げ」ボタンを押して、申請を取り下げます。

### 申請の取り下げが完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

# 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/2)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



### ログイン

アカウントを開設済の方

まだアカウント作成がお済みでない方

ログインID

パスワード

ログインIDを忘れた方は [こちら](#)  
パスワードを忘れた方は [こちら](#)

ログイン

戻る

個人の方のアカウント開設

企業・団体の方のアカウント開設

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

## 注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントが開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。  
(例) ABC123456

# 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/2)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。

画面上部の「事業者用ページ」のボタンより手続へ進んでください。

## 06.Step2 : 申請状況確認画面に進む

ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

- 登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)**



ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

- 登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (-)

登録検査機関の登録 申請状況確認/取下げ/支払い

新たに登録検査機関を登録することができます。  
新規登録には、本人確認申請、登録検査機関の選定が必要です。

申請状況が「登録免許税納付中」「郵送手続き中」「手続完了」のいずれかになっている場合、取り下げ操作はできません。  
また、新規登録の登録免許税の支払い手続きをすることができます。

登録検査機関情報の確認

登録されている登録検査機関情報を確認することができます。

登録検査機関情報の変更

登録されている登録検査機関情報および検査事項の内容を変更することができます。  
変更内容に応じて、登録証の再交付が必要となります。

ログインが成功すると、  
登録する機関の選択画面が表示されます。  
「登録検査機関を希望する団体の手続き」を  
選択します。

登録検査機関メニューのページで、「申請状況  
確認/取下げ/支払い」ボタンを押します。

### 注意事項！

申請状況が「登録免許税納付中」「郵送手続き中」「手続完了」のいずれかになっている場合、取り下げ操作はできません。

## 07.Step3 : 申請状況詳細を確認する (1/2)

申請状況詳細を確認します。

### 申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。  
なお、申請内容が申請状況一覧に反映されるまでに時間がかかる場合があります。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。  
「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。  
「再申請」ボタンを押すと、申請内容を修正し、再度申請を行うことができます。  
「支払選択」ボタンを押すと、登録免許税の支払いに関する情報を確認することができます。

申請受付番号 ①      申請種別 ①      申請状況 ①

     選択してください      選択してください

**検索**

申請日	申請受付番号	申請種別	申請状況	詳細	取下げ・再申請	支払選択
			審査待ち	<b>詳細</b>	取下げ	

「申請受付番号」、「申請種別」、「申請状況」から検索することができます。

「申請状況」欄で申請状況を確認できます。

申請状況詳細を確認する場合は、「詳細」ボタンを押します。

## 07.Step3 : 申請状況詳細を確認する (2/2)

### 申請状況詳細

申請状況一覧画面で選択した申請の詳細情報が表示されています。

申請状況

ㇿ

申請者情報

ㇿ

検査事務内容の情報

ㇿ

事務所情報

ㇿ

戻る

申請状況詳細を確認できます。

申請状況詳細を確認したら、「戻る」ボタンを押してください。

## 08.Step4 : 申請を取り下げる (1/2)

申請を取り下げます。

申請を取り下げる場合は、「取下げ」ボタンを押します。

### 申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。  
なお、申請内容が申請状況一覧に反映されるまでに時間がかかる場合があります。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。  
「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。  
「再申請」ボタンを押すと、申請内容を修正し、再度申請を行うことができます。  
「支払選択」ボタンを押すと、登録免許税の支払いに関する情報を確認することができます。

申請受付番号  申請種別  申請状況

申請日	申請受付番号	申請種別	申請状況	詳細	取下げ・再申請	支払選択
			審査待ち	<input type="button" value="詳細"/>	<input type="button" value="取下げ"/>	

## 08.Step4 : 申請を取り下げる (2/2)

### 申請状況詳細

申請状況一覧画面で選択した申請の詳細情報が表示されています。

#### 事務所情報

CSVファイルの添付

申請者備考

戻る

こちらのボタンを押すと申請が取り下げられます。  
改めて申請を取り下げてもよいか確認の上、こちらのボタンを押してください。

**取下げ**

「取下げ」ボタンを押すと「申請状況詳細画面」が表示されます。

「申請状況詳細画面」下部にある「取下げ」ボタンを押すことで、取り下げを確定することができます。



### 手続き完了

取下げが完了しました。

メインメニューに戻る

# 登録検査機関向け操作マニュアル

---

<登録検査機関>

## 08.再申請方法

---

# 目次

01.はじめに（登録検査機関への登録を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-3
03.登録検査機関の再申請に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-4
04.登録検査機関の再申請のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-5
05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-6
06.Step2：申請状況確認画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-8
07.Step3：再申請する申請手続きを選ぶ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-9
08.Step4：申請内容を修正する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-10
09.Step5：申請情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-11
10.Step6：到達確認をする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.08-15

## 01.はじめに（登録検査機関への登録を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、登録検査機関の新規登録申請、変更届出、休止申請、廃止申請、更新申請、申請状況確認、申請の取下げ、登録免許税の支払い、登録検査機関の登録確認を行うことができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

## 02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システムを使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。  
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

## 03.登録検査機関の再申請に必要なもの

登録検査機関への再申請には以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
申請者の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>• 法人名/屋号</li><li>• 代表者の氏名</li><li>• 所在地</li><li>• 氏名</li><li>• フリガナ</li><li>• 担当者部署名</li><li>• 電話番号</li><li>• メールアドレス</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>• ドローン情報基盤システムのアカウント</li><li>• gBizIDプライム（またはgBizIDメンバー）アカウント</li></ul>

※申請者情報のうち、法人名/屋号、代表者の氏名、所在地については、gBizIDから取得した情報を自動反映するため、申請入力画面からの変更は不可となります。  
変更されたい方は、事前にgBizIDの情報を更新ください。

## 04.登録検査機関の再申請のステップ

登録検査機関の申請状況をドローン情報基盤システムで確認し、再申請を行います。

### 再申請を開始

#### Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

#### Step2 : 申請状況確認画面に進む

メインメニューで「申請状況確認／取下げ／支払い」のボタンを選択します。

#### Step3 : 再申請する申請手続きを選ぶ

申請状況一覧の中から再申請する申請手続きを選びます。

#### Step4 : 申請内容を修正する

「再申請」ボタンを押して申請内容を修正します。

#### Step5 : 申請情報を確認する

申請内容に誤りが無ければ再申請を実行します。

#### Step6 : 到達確認をする

登録検査機関の登録申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

### 再申請が完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

# 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/2)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

### 注意事項！

ログインをするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。  
(例) ABC123456

# 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/2)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。

画面上部の「事業者用ページ」のボタンより手続へ進んでください。

## 06.Step2 : 申請状況確認画面に進む

ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

- 登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)**



ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

- 登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (+)
- 登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) (-)

登録検査機関の登録

**申請状況確認/取下げ/支払い**

新たに登録検査機関を登録することができます。  
新規登録には、本人確認書と、登録検査機関の権限が必要です。

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。  
また、新規登録の登録後許可の支払い手続きをすることができます。

登録検査機関情報の確認

登録検査機関情報の変更

登録されている登録検査機関権限を確認することができます。

登録されている登録検査機関権限および検査事務の内容を変更することができます。  
変更内容に応じて、登録証の再交付が必要となります。

ログインが成功すると、  
登録する機関の選択画面が表示されます。  
「登録検査機関を希望する団体の手続き」を  
選択します。

登録検査機関メニューのページで、「申請状  
況確認/取下げ/支払い」のボタンを押しま  
す。

## 07.Step3 : 再申請する申請手続きを選ぶ

申請内容を修正し、再申請します。

### 申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。  
なお、申請内容が申請状況一覧に反映されるまでに時間がかかる場合があります。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。  
「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。  
「再申請」ボタンを押すと、申請内容を修正し、再度申請を行うことができます。  
「支払選択」ボタンを押すと、登録免許税の支払いに関する情報を確認することができます。

申請受付番号

申請種別

申請状況

申請日	申請受付番号	申請種別	申請状況	詳細	取下げ・再申請	支払選択
			修正対応中	<input type="button" value="詳細"/>	<input type="button" value="取下げ"/> <input type="button" value="再申請"/>	

申請状況一覧画面がでます。

「申請受付番号」、「申請種別」、「申請状況」から検索することができます。

「申請状況」欄で申請状況を確認できます。

再申請する場合は、再申請する申請手続きの「再申請」ボタンを押します。

## 08.Step4 : 申請内容を修正する (1/3)

### 申請情報確認

STEP 01  
申請情報訂正

STEP 02  
再申請情報確認

STEP 03  
手続き完了

メールに記載されている申請不備内容を確認の上、申請者情報を修正する場合は、「申請者情報の修正」ボタンを、事務所情報を修正する場合は、「事務所情報の修正」ボタンを押して、修正してください。  
修正をした後、「再申請」ボタンを押してください。

#### 申請者情報

メールアドレス

申請者情報の修正

申請者備考

事務所情報の修正

戻る

再申請

申請状況一覧画面の「再申請」ボタンを押すと「申請情報確認画面」が表示されます。

「申請者情報の修正」ボタン、「事務所情報の修正」ボタンを押すことで、各情報を修正することができます。

## 08.Step4 : 申請内容を修正する (2/3)

### 申請者情報入力

STEP 01  
申請情報訂正

STEP 02  
再申請情報確認

STEP 03  
手続き完了

登録講習機関の申請者情報を入力してください。

なお、各項目には、gBizIDに登録されている情報を初期値として入力しています。

法人名/屋号、代表者の氏名および所在地は、gBizIDに登録されている情報から変更できません。

#### 申請者情報

22

フリガナ ⓘ	<input type="text"/>
担当者部署名 ⓘ	<input type="text"/>
電話番号 ⓘ	<input type="text"/>
メールアドレス ⓘ	<input type="text"/>

戻る

訂正完了

「申請者情報の修正」ボタンを押すことで、申請者情報入力画面が表示されます。

各項目を修正後、「訂正完了」ボタンを押すことで、入力内容を確定することができます。

## 08.Step4 : 申請内容を修正する (3/3)

### 事務所情報入力

STEP 01 申請情報訂正

STEP 02 再申請情報確認

STEP 03 手続き完了

指定のCSVファイルに登録する事務所の情報を記載の上、CSVファイルをアップロードして下さい。  
アップロード完了後、「次へ」ボタンを押してください。

CSVファイルの添付 ⓘ  

申請者備考 ⓘ

「事務所情報の修正」ボタンを押すことで、事務所情報入力画面が表示されます。

修正がある場合、CSVファイルの内容を変更したうえで、再度ファイルのアップロードが必要となります。

アップロード済のファイルを削除したうえで、改めてアップロードしてください。

修正後、「訂正完了」ボタンを押すことで、入力内容を確定することができます。

## 09.Step5 : 申請情報を確認する (1/2)

### 申請情報確認

STEP 01  
申請情報訂正

STEP 02  
再申請情報確認

STEP 03  
手続き完了

メールに記載されている申請不備内容を確認の上、申請者情報を修正する場合は、「申請者情報の修正」ボタンを、事務所情報を修正する場合は、「事務所情報の修正」ボタンを押して、修正してください。  
修正をした後、「再申請」ボタンを押してください。

#### 申請者情報

??

メールアドレス

申請者情報の修正

??

申請者備考

事務所情報の修正

戻る

再申請

「申請情報確認」画面で、申請内容を確認し問題なければ「再申請」ボタンを押してください。

## 09.Step5 : 申請情報を確認する (2/2)



申請者として登録した方のメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。



「OK」ボタンを押すと、登録したメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されますので、メールをご確認ください

### 注意事項！

到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

## 10.Step6 : 到達確認をする (1/2)

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。  
※このメールアドレスへの返信はできません。

■■■■様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは申請者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。  
このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。

<https://~>

到達確認のメールを開き、メールの宛先を確認します。宛先が申請者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押します。

メールのURLを押すとメールアドレスの認証が完了しますので、認証完了と出ているブラウザを閉じてください。

認証完了

Authentication completed

メールアドレスの認証を確認しました。

端末・画面で申請操作を行っていた場合、操作を続けてください。

## 10.Step6 : 到達確認をする (2/2)

申請完了

STEP 01  
申請情報訂正

STEP 02  
再申請情報確認

STEP 03  
手続き完了

再申請の手続きが完了しました。

メールアドレス認証が完了すると申請操作完了となります。

申請状況は申請状況一覧ページで確認できます。

### 注意事項！

引き続き添付書類の審査を行うため、「登録検査機関の事務手続きに関するガイドライン」をご確認のうえ、指定されている方法にて添付書類の提出をお願いします。

申請内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

# 登録検査機関向け操作マニュアル

---

<登録検査機関>

## 09.登録確認方法

---

# 目次

01.はじめに（登録検査機関への登録を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-3
03.登録検査機関の登録情報確認に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-4
04.登録情報確認方法のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-5
05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-6
06.Step2：登録検査機関の確認画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-8
07.Step3：登録情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-9
08.Step4：登録情報詳細を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.09-10

## 01.はじめに（登録検査機関への登録を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、登録検査機関の新規登録申請、変更届出、休止申請、廃止申請、更新申請、申請状況確認、申請の取下げ、登録免許税の支払い、登録検査機関の登録確認を行うことができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

## 02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システムを使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。  
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

## 03.登録検査機関の登録情報確認に必要なもの

登録検査機関の登録情報確認には以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li><li>申請受付番号</li></ul>

## 04.登録情報確認方法のステップ

登録検査機関の登録情報をドローン情報基盤システムで確認します。

### 登録情報の確認を開始

#### Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

#### Step2 : 登録検査機関の確認画面に進む

メインメニューで「登録検査機関情報の確認」のボタンを選択します。

#### Step3 : 登録情報を確認する

登録情報一覧画面で登録情報を確認します。

#### Step4 : 登録情報詳細を確認する

「詳細」ボタンを押して登録情報の詳細を確認します。

### 登録情報の確認の完了

# 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/2)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



The screenshot shows the login page. At the top, there is a 'ログイン' button. Below it, there are two tabs: 'アカウントを開設済の方' (Account already set up) and 'まだアカウント作成がお済みでない方' (Account creation not yet completed). The 'アカウントを開設済の方' tab is selected. Under this tab, there are input fields for 'ログインID' and 'パスワード'. The 'ログインID' and 'パスワード' input fields are highlighted with a red box. Below the input fields, there is a 'ログイン' button. At the bottom left, there is a '戻る' button.

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

## 注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。  
(例) ABC123456

# 05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/2)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。

画面上部の「事業者用ページ」のボタンより手続へ進んでください。

## 06.Step2 : 登録検査機関の確認画面に進む

ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only)	+
登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only)	+
登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only)	+



ドローン情報基盤システム / Drone/UAS Information Platform System 2.0  
(事業者用画面 / Pages for business operators)

登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only)	+
登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only)	+
登録検査機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only)	-

登録検査機関の登録	申請状況確認/取下げ/支払い
登録検査機関情報の確認	登録検査機関情報の変更

新たに登録検査機関を登録することができます。  
新規登録には、半人確認書類、登録検査機関の情報が必要です。

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。  
また、新規登録の登録免許税の支払い手続きをすることができます。

登録されている登録検査機関情報を確認することができます。

登録されている登録検査機関情報および検査業務の内容を変更することができます。  
変更内容に応じて、登録証の再交付が必要となります。

ログインが成功すると、  
登録する機関の選択画面が表示されます。  
「登録検査機関を希望する団体の手続き」を  
選択します。

登録検査機関メニューのページで、「登録検査機関情報の確認」ボタンを押します。

## 07.Step3 : 登録情報を確認する

登録情報を確認します。

登録情報一覧				
登録した登録検査機関の一覧が表示されています。 「詳細」ボタンを押すと、登録情報の詳細を確認することができます。				
登録検査機関 コード	法人名/屋号	ステータス	有効期間満了日	詳細
■■■■■	■■■■■	有効	2025/10/05	<a href="#">詳細</a>

登録した登録検査機関の一覧が表示されます。

登録情報の詳細を確認したい場合は、「詳細」ボタンを押します。

